09 厚生労働省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930010	連続運転認定された第1種圧力容器と同種同形式容器の認定要領の緩和	労働安全衛生法第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則第75条第1項 平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」	ボイラー及び第一種圧力容器については、原則開放による性能検査を毎年受検しなければならないが、安全管理等が優良な事業場においてその性能検査を連続運転により行うことができる期間を最大4年まで認めている。 ボイラー等の連続運転認定事業場において、認定を受けようとするボイラー等を追加する場合には、変更の認定を受けなければならない。	C	Ⅳ	連続運転認定事業場において連続運転を行う第一種圧力容器を追加する場合、既に追加しようとする第一種圧力容器と同種同形式のものの認定を受けているとても、同一使用形態ではなく実際に当該容器を追加して稼働させた場合のプラント全体の安全性及び事業場全体の安全管理等について確認した上でなければ連続運転の可否を適切に判断することができない。よって、それらを確認することなく連続運転の対象容器として追加することは困難であり、御要望にお応えすることはできない。	既に連続運転認定された第一種圧力容器と同種同形式のものを追加する際、全ての場合にプラント全体に影響を及ぼすのか、仮に影響を及ぼさない場合があるならば、新たに連続運転認定を受けて欲しいというものである。このように同使用場所で使用する場合は、技術的には同一使用形態と考えられるので、既設認定容器の稼動実績から連続運転可否の判断が可能と考える。同一使用形態でないので稼動実績を確認しなければ連続運転認定できないという1次回答の根拠を提示願いたい。	本提案は、連続運転認定された第1種圧力容器と同種・同形式の第1種圧力容器を、同じ使用場所（例えば、蒸留塔の既設リボイラー（連続運転認定取得済み）に同一ボイラーを追加設置等）で使用する場合に限り、その追加設置機器に連続運転認定を認めて欲しいというものである。このように同使用場所で使用する場合は、技術的には同一使用形態と考えられるので、既設認定容器の稼動実績から連続運転可否の判断が可能と考える。同一使用形態でないので稼動実績を確認しなければ連続運転認定できないという1次回答の根拠を提示願いたい。	C	Ⅳ	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅳ	①再意見の①にあるように、蒸留塔のリボイラーについて、連続運転期間中に内部を開放して清掃するために予備器を設ける必要がある場合であれば、リボイラー自体は連続運転することはできないが、リボイラーを連続運転機器から除外することにより、蒸留塔の連続運転を行いながら切り換えて使用できるリボイラーの予備器を設置することが可能である。ただし、蒸留塔に係る制御装置、運転管理等に変更があれば、連続運転の変更認定が必要になる。 ②機器の追加については、プラントの出力が増強されるため、温度、圧力、組成に変更がないとは言えないこと、保全管理すべき機器が追加されることにより、運転管理、保全管理、余剰命予測等が変更になる。よって、変更後の安全性等について確認した上でなければ連続運転の可否を適切に判断することができず、御要望にお応えすることはできない。	1006020	化学プラントで蒸留塔のリボイラーのように同一容器を追加設置することによって運転継続しながら交互に繰切りして内部清掃したり、能力増強のため同一容器を追加設置する時、既設の1圧容器が連続運転認定されている場合には、現行法では追加1圧容器は新たに認定取得が必要だが、本提案では自動的に認定を可能にする。本特例措置によって、追加1圧容器の認定取得費用（申請、受審作業等に必要な費用）を削減でき、追加設置容器の停止中性能検査（毎年1回実施）に必要な運転停止損失の削減につながる。添付資料2「認定取得費用等の算出根拠」参照。	（提案理由） 現行法では、連続運転認定を取得した1圧容器を同種・同形式・同使用の容器に更新する場合は、更新機器の認定は継続できる。本提案における追加設置容器は認定継続が出来る更新機器と同様に、同種・同形式・同使用の1圧容器であるので認定を可能にしても技術的に問題ないと考えられる。 （代替措置） 特になし。	大分コンビナート立地企業連絡協議会	厚生労働省
0930020	連続運転認定されたプラントにおける第1種圧力容器の安全弁の吹き出し先への止め弁設置の容認	労働安全衛生法第37条 圧力容器構造規格第6条 平成15年4月30日付け基発第0430004号「ボイラー構造規格及び圧力容器構造規格の全部改正について」	第一種圧力容器と安全弁の間に止め弁その他の閉止装置を設けてはならない。ただし、連続運転を行う機器の場合、安全弁の検査のため、極めて厳格な要件のもとに例外的にその設置を認めている。	F	Ⅳ	御指摘のように、安全弁の吹き出し先をプラント共通のフレアラインに接続している場合に、圧力容器を停止して性能検査を行うときは、運転中の他の圧力容器からのフレアラインを通しての逆流を防止するために止め弁を設置することが有効であることは、理解できるところである。 しかしながら、安全弁の吹き出し先に止め弁を設置したことにより、安全弁の機能を無効にしてしまい、圧力容器の破裂等の事故が発生した事例が複数認められるところである。 よって、これらの事故事例を踏まえ、平成18年度中に止め弁を設けることが可能な設備上の要件、止め弁を操作する際の必要な安全管理措置等について専門的な検討を行い、それらの措置等を講じることを条件に、安全弁吹き出し先への止め弁の設置を可能とする方向で同年中に制度改正を行う。	貴省回答によれば、平成18年度中に各種要件等の検討をした上で、安全弁吹き出し先への止め弁の設置を可能とする方向で同年中に制度改正を行うとしているが、どのような場合において、どのようなプロセス、スケジュールで検討するのかぶされたい。併せて、措置の分類の見直しも検討し回答されたい。		B-2	Ⅳ	止め弁を設けることが可能となる要件等について専門家による検討を行い、平成18年末を目途に結論を得た上で、平成18年度末までにその結果を踏まえた制度改正を行う。					1006030	既に連続運転認定を取得した1圧容器のあるプラントで1圧容器を新設したり、新たに連続運転認定を取得する時であって、可燃性ガスを取り扱う1圧容器ゆえ安全弁の吹き出し先を大気放出できずプラント共通のフレアラインに接続している場合は、1圧容器の停止中性能検査時にフレアラインと繰切るために安全弁吹き出し先に止め弁が必要なので設置を可能にする。本提案によって、プラント全体の連続運転を継続しながら、新設の1圧容器や新たに認定取得した1圧容器の停止中性能検査が可能になり、プラント停止損失を削減出来る。添付資料3「図1．1圧容器安全弁下流のフロー図、プラント停止損失の算出根拠」参照。	（提案理由）　①1圧容器は容器毎に連続運転認定を取得するため各容器の連続運転期間が異なる。即ち、認定容器の連続運転期間は2年、4年、新設容器等の非認定容器は1年である。そのためプラント連続運転を継続しながら、停止中性能検査を行うため該当1圧容器は運転停止する必要がある。この時、可燃性ガスを取り扱うので、左欄に述べたように安全弁吹出し先に止め弁が必要である。②「圧力容器構造規格第6条」で、連続運転認定の場合では施錠・禁札等の管理をすれば、性能検査用に1圧容器安全弁の元弁は設置可能である。本提案はこれと同様に吹出し先弁設置を可能にする。③高圧ガス保安法適用機器の安全弁には、元弁や吹き出し先弁の設置が可能。 （代替措置）　性能検査時以外は、安全弁の下流弁を全開状態にし、これをみだりに操作出来ないよう施錠管理し、かつ操作禁止の表札を取り付ける。	大分コンビナート立地企業連絡協議会	厚生労働省
0930030	蒸気ボイラーにおけるガラス水面計設置規制の緩和	労働安全衛生法第37条 ボイラー構造規格第69条第1項	蒸気ボイラー（貫流ボイラーを除く。）には、ボイラー本体又は水柱管に、ガラス水面計を2個以上取り付けなければならない。ただし、一定の場合に、そのうちの1個をガラス水面計でない水面測定装置とすることができる。	C	Ⅲ	ガラス水面計以外の液面計は、電気系統等の故障を考慮する必要があること、ガラス水面計がないと校正ができないこと等の問題があることから、少なくとも1個のガラス水面計を設ける必要がある。 なお、ボイラー構造規格その他の法令の技術基準の基になっているJIS B8201「陸用鋼製ボイラー－構造」並びにASME及びEN規格においても、ガラス水面計を原則2個以上設けることとされ、一定の場合にガラス水面計を1個以上とすることができることとされている。 以上により、御要望にお応えすることはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ガラス水面計もノズルの閉塞やガラスの汚れによる誤指示の可能性があるので、他の水面計と同様に適切な管理が必要であり、ガラス水面計が常に正しい（校正用を含む）とは限らない。ガラス水面計もその他の水面計も適切な管理下で使用すれば測定信頼性は大差ない。照事業所のような石油化学プラントの場合は、計測機器に必要な電気系統は手厚く設備保護しているので故障確率は非常に少ない。ガラス水面計が無くてもそれ以外の複数レベル計の相互チェックによってレベル管理は充分できる。・本設置基準変更に伴って関連のJIS等規格の変更が必要な場合は定めに従って変更すればよく、規格があるから変更できないとは考えられない。	C	Ⅲ	ガラス水面計については、定期的な点検とブロー（蒸気や水の噴出）を行うさえすれば、原理的に必ず正確な指示を行うため、他の水面計と異なり校正を行う必要はない。 複数の水面計を用いて相互チェックを行えば、どれか1つの指示のズレを確認することが可能とのご指摘であると思料するが、複数のものにズレがあれば、ガラス水面計がない限り、それぞれの水面計が正しい指示をしているのかどうかを調べることはできない。 よって、ガラス水面計以外の水面計は、定常運転時の状態で正しく計測する設定されるため、起動時には（計測できない。 さらに、少ない確率とはいえ電気系統が故障することを認めているが、その場合の安全策は示されていないため、ガラス水面計の設置以外の対応策を認めることができない。 なお、規格の変更が必要な場合は定めに従って変更すればよいとのご指摘であるが、ASME及びEN規格を挙げているとおり、ガラス水面計の設置は国際的にも要請されているものである。 よって、御要望にお答えすることはできない。	貴省回答によれば「ガラス水面計は原理的に必ず正確な指示を行う」とあるが、ボイラー内部が泡立っている場合には正しい数値を示さない場合があるなど、ガラス水面計だから言って必ず正確な指示を行うとは限らないのではないか。 また、様々な圧力のボイラーがある中で、全て一律の基準とする必要があるのか。 水面計も技術的に進歩しており、電気事業法では発電用ボイラーについてはガラス水面計の必置を義務付けていないことも踏まえ、再度検討し回答されたい。	・ガラス水面計は破損するとと作業員被災の危険性があることへの対応について、1次・2次回答とも答えていない。・マグネット式液面計はマグネット内蔵フロートを液面に浮べて計測するのでガラス水面計と同様に校正不要（直接指示）であり、耐圧部は金属製ゆえ破損の心配がない。・差圧式液面計はボイラー水の密度補正（温度、圧力を常時計測して密度を自動補正計算）によって、起動時も正しく計測出来る。・最も安定運転を求められる発電用ボイラー（電気事業法適用）では、既にガラス水面計無しで問題なく運用されている。労安ボイラーでも技術進歩に対応してマグネット式液面計等で代替しガラス水面計無しの運用を是非可能にしていただきたい。	C	Ⅲ	ガラス水面計は国際規格によって使用が求められていることから、ガラス水面計の使用を原則としている現行の規定を変更することはできない。 なお、ご指摘の点に関しては、次のとおりであると考える。 ・ボイラー構造規格において日本工業規格B２１１に適合したものまたはこれと同等以上の機械的性質を有することとしていることや毎年性能検査の対象としていること等から、ガラス水面計の安全性については、十分に担保されており、さらに、液面の確認できる金属棒で保護すること等の措置により、その安全性をより高める措置があることから従業員被災の危険性はきわめて低いこと。 ・マグネット式液面計及び差圧式液面計について、電気系統が故障した際の安全策が示されていないこと。 ・マグネット式液面計は、金属（磁性体）を使用すると、内部フロートがその影響を受けて水面位置に浮かなくなることがある。また、磁石を使用した外部指標（内部フロートに追随して水面位置を指示）が内部フロートに追随できないことや、落下することもあること。 ・泡立ち（気泡）による影響は、ガラス水面計とマグネット式液面計で大きな影響があるとは言えないが、差圧式液面計では指示が不正確になる場合があること。	1006040	ガラス水面計の破損に伴う高温高圧熱水噴出等による作業員の被災を防止することを目指す。具体的には、胴内径750mm以下又は2個の遠隔指示水面測定装置を設置している、労働安全衛生法適用の蒸気ボイラー（貫流ボイラーを除く）においては、本体等にガラス水面計の設置を必須とせずあらゆる型式の水面測定装置（マグネット式水面計や差圧式水面計等）の設置を可能にする。本提案によって、潜在的に破損の可能性のあるガラス水面計を使用しなくて済むことにつながる。	（提案理由）　○ガラス水面計は改良型も提案されているが、ガラスの経年劣化や取り付け不良に起因して潜在的に破損の可能性がある。破損すると高温高圧の熱水やスチームが噴出し、大きな噴出音が生じ作業員に対して危険であるので「ガラス水面計の使用を止めない」現在は、差圧式液面計やマグネット式液面計等のガラス製でない液面計は充分な測定信頼性を備えており、広く使用されているのでガラス水面計に特定しなくて良いと考えられる。添付資料４－１、４－２「差圧式液面計等の測定精度」参照。　○電気事業法適用の発電用ボイラーでは、平成５年にガラス水面計は１個以上にした。平成９年にはガラス水面計に特定しないようになっている「発電用火力設備の技術基準」平成５年改訂版第14条、平成９年改訂版第17条」。 （代替措置）　特になし。	大分コンビナート立地企業連絡協議会	厚生労働省
0930040	ストレーナー等と化学設備間の２重弁設置規制の緩和	安衛法第２０条第２号 労働安全衛生規則第２７２条第２号	事業者は、化学設備又はその配管のバルブ又はコックについては、次に定めるところによらなければならない。　一（略）　二　化学設備又はその配管の使用中にしばしば開放し、又は取り外すことのあるストレーナ等とこれらに最も近接した化学設備との間には、二重に設けること。ただし、当該ストレーナ等と当該化学設備の間に設けられるバルブ又はコックが確実に閉止していることを確認することができる装置を設けるときは、この限りでない。	D	－	圧力計による残液の有無の確認は、バルブ等の閉止により危険物の流れが確実に遮断されていることを、ストレーナ等を開放することなく行える装置に該当することから、本提案は、労働安全衛生規則第二百七十二条二項ただし書きに該当すると思料される。（当該圧力計が確認機能を十分有するものと判断されるものに限るものである。）このことから、本提案は現行の規制下で運用可能な方法であり、特段の規制の見直しを行う必要はないものと考えられる。	貴省の回答は、提案主体の求める事項について、現行法で対応可能と解してよいか。右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	労働安全衛生規則第272条第2項ただし書きについては、「昭50.7.21　基発４１５」の中で、ストレーナー等を開放し、又は取り外す部分に設けられたベントバルブ、ドレンバルブ等の装置は本条第２号ただし書きの装置に該当しないとある。今回の回答はこれに拘わらず、本提案の代替措置に記載のように圧力計設置を含めた上では、ただし書きに該当するということの確認をお願いしたい。		B-2	Ⅳ	ベントバルブ、ドレンバルブ等の装置は本条第２号ただし書きの装置には該当しないが、バルブ又はコックが確実に閉止していることを確認することができる圧力計は本条第２号ただし書きの装置に該当すると思料され、現行法で対応可能である。平成18年度までに解釈通達を発出することで対応したい。					1006050	2重弁設置という現行の仕様規定からストレーナー等の開放時には残液が無いことという性能規定に変える。これをベースに単1弁方式を採用し、繰切り弁の設備費の削減を図る。具体的には、化学設備と連転中にしばしば開放することのあるストレーナ等の間には単一弁を設置し、開放時には繰切り後　ベント・ドレン弁から液抜きし残液の無いことをドレン弁で目視確認し、且つ、圧力計により残圧が無いことを確認してストレーナを開放する。 本提案によって、弁挿入費用・施工費用や保全費の削減につながる。添付資料５「図１．ストレーナー等の繰切り図、本提案の効果」参照。	（提案理由） 2重弁による繰切りでも単1弁による繰切りでも、その液抜きが完分できたことをドレン弁で確認すればよいはずであり、繰切り弁の内洗れの有無はドレン弁の目視確認（液流出の有無により）や圧力計で確認でき安全性は確保できる。また、外部加熱配管において、閉止した2重弁間の圧力上昇によるフランジ部ガスケットの噛破トラブルが無くなる。本提案によって、設備費削減の他に二重弁設置の場合には弁操作性確保のために必要なスペースが不要になり、エリアの有効利用が図れる。 （代替措置） 1.繰切り後、ベント弁やドレン弁から圧抜き、液抜きを行い、残液のないことをドレン弁で目視確認する。②ストレーナーに圧力計を設置し繰切り後液抜きした後の圧力が無いことを確認する。	大分コンビナート立地企業連絡協議会	厚生労働省
0930050	既設電動機と新規回転数制御装置の組み合わせによる形式検定の容認	労働安全衛生法第44条の2 労働安全衛生規則第280条、第281条 電気機械器具防爆構造規格	爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具は、電気機械器具防爆構造規格に適合した防爆性能を有するものでなければならない。	E	－	既設電動機と同型式の電動機と新規の回転数制御装置との組合せによる型式検定を行うことによって、既設電動機に新規の回転数制御装置を取り付けることは可能である。	貴省の回答は、提案主体の求める事項について、現行法で対応可能と解してよいか。右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	防爆形電動機には、法律（機械等検定規則）により定められた電動機の「定格銘板」「防爆表示銘板」「防爆型式検定合格標章」を取り付けなければならないが、回転数制御装置（含インバータ）により変速する防爆形電動機は、その他に、それによる防爆性能を保持するために「適用可変速制御装置」の各事項を明記した銘板を取り付け、組み合わせて使用する回転数制御装置自体を特定（電動機との組合せでの形式検定取得品）しなければならない。新規電動機と新規回転数制御装置に「形式検定を取得した同形式の電動機のみの場合には電動機にはその銘板がついていないが、電動機メーカーから取り寄せ後付けしたものでも有効となるかお尋ねしたい。	D	－	メーカーが新規電動機と新規回転数制御装置の組合せで型式検定を取得すれば、それらと同型式の電動機と回転数制御装置の組合せで使用する場合に、メーカーから取り寄せた銘板を取り付けて差し支えない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回転数制御装置（含インバーター）はライフサイクルの短い電子機器である為、形式検定を取得してから年数が経過しているものについては既に製造中止となっていることが危惧される。その場合、後継機種が既に形式検定を得ているものと同等性能以上を有しているとの証明が製造者にてなされた場合、既設電動機に対する本システムの普及による省エネルギーを早急に推進する観点から、後継機種については書類での提出程度で形式検定を取得出来るようにご配慮願えないかお尋ねしたい。	D	－	既設電動機と新規回転数制御装置の組合せによる型式検定については、これまで回答したとおり現行規定により対応可能である。 他方、今回の再意見に関しては、ある回転数制御装置との組合せで型式検定に合格した電動機について、当該回転数制御装置と同等以上の性能を有する新たな回転数制御装置との組合せで使用する場合、その新たな回転数制御装置が電動機の防爆性能に与える影響が同じであるという保証はないため、届出により型式検定を取得できるようにすることはできない。	1006060	ポンプで昇圧後の流体の流量調整などには通常調節弁が用いられているが、これは圧力調節することで結果的に流量等を調整しており、調節弁での圧力調整分のエネルギーを損失させている。これをポンプ駆動用の電動機の回転数を制御して流量を調整する方法に変えることで、損失しているエネルギーを電気エネルギーとしてセーブする。電力削減量：約百万kwh/y（弊社大分製造所分）（添付資料６－２）	提案理由：省エネの一つとして電動機の回転数制御があるが、既設設備の場合、現行法では形式検定を得ている電動機（ポンプと一体型含む）を新規に購入し置替えなければならず、設資費用の増大を伴い省エネ案件成立の障害が低くなる。そこで、既設電動機（ポンプと一体型含む）に新たに回転数制御装置を取付けることが認められれば、既設電動機が活用でき、投資費用が削減され省エネ案件成立の確度が高くなる他、資源の有効活用にもなる。 既設電動機と回転数制御装置での個別検定は認められると思うが、使用中の既設電動機を取外しての受検は実際には出来ず現実的ではない。 又、新設電動機と回転数制御装置では形式検定が得られており、その電動機と同形式等の既設電動機であれば回転数制御をしても、新設と同等の安全は確保できる。また、設備の保全・運転管理体制等も新設、既設の区別なく実施しているので保安上の差異はない。 代替措置：なし	大分コンビナート立地企業連絡協議会	厚生労働省

09 厚生労働省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930060	ボイラー・一圧容器の連続運転認定取得事業者が行なう開放検査に対する性能検査代行機関の確認の廃止	労働安全衛生法第41条第2項 ボイラー及び圧力容器安全規則第38条第1項、第73条第1項 平成14年3月29日付け基発第0329018号「ボイラー等の連続運転に係る認定制度について」	ボイラー及び第一種圧力容器の検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならない。	F	I	一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に検討する。 その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認めることとする。	貴省回答によれば、「一定の安全管理基準を満たす事業者において自主検査が可能となる認定制度・基準について、安全の確保を前提に検討し、その結果、認定制度・基準が整備された場合には、認定基準に合致する事業者について、自主検査を認めることとする。」としているが、どのような場において、どのようなプロセス、スケジュールで検討を行うのか示されたい。併せて、措置の分類の見直しも含め、再度検討し回答されたい。		F	I	規制改革・民間開放の推進に関する第2次答申（平成17年12月21日決定、同月22日最大限尊重閣議決定）に基づき、平成18年度中に、当省において、自主検査の認定制度・基準を設定することの可否について検討し、結論を出す。 認定制度・基準の整備が適当かつ可能となるのであれば、平成19年度以降に措置することとなる。 また、現段階で対応の可否も明らかではないことから、措置の分類を見直すことはできない。	貴省回答によれば、「自主検査の認定制度・基準を設定することの可否について検討し、結論を出す。 認定制度・基準の整備が適当かつ可能となるのであれば、平成19年度以降に措置することとなる。」としているが、措置するにあたって審議会・研究会を経る必要があるのか、ある場合にはそのプロセス・スケジュールを示されたい。		F	I	自主検査の認定制度・基準を設定することの可否については、専門家による検討を予定している。 措置する場合には、法律改正が必要な場合も考えられることから、審議会を経る必要はあると思われるが、現状において、そのプロセスやスケジュールを示すことはできない。	1006070	ボイラー等の連続運転認定資格を持つ事業所は、隔年または四年毎に設備を停止して行なう開放検査を実施することが定められている。ボイラー等の設備と高圧ガス設備を併設する事業者は、設備停止期間中にボイラー等の開放検査と高圧ガス保安法に定められた保安検査を併せて実施することが一般的である。こうした状況下、高圧ガス保安法に定められた保安検査は既に事業者「認定保安検査実施者」のみで実施できることから、今提案が実現すれば全ての検査が事業所のみで実施できることにより、性能検査代行機関による確認に要する日数分、プラントの停止期間が短縮され、製品の増産が可能となる。	提案理由：連続運転の認定要件はボイラー等の運転・保全等の管理レベルを設けており、認定事業者は自主検査能力を有すと厚生労働大臣が認めたとの解釈ができる。従って、検査代行機関が改めて確認することは不合理である。一方、高圧ガス保安法では経済産業大臣が自主検査能力があると認めた「認定保安検査実施者」には事業者のみの検査・確認を認めている。本件は二次提案（管理コードR0901730）で実現・大分の両県が類似提案し、厚生労働省の回答（H15.2.28）は「ボイラー等は内部に・・定期的に第三者による検査が必要であり、自主基準による性能検査を認めない。」としている。先の回答で第三者の検査が必要ということであれば、事業者が行なう検査に第三者的な客観性を持たせる体制(例えば高圧ガス保安法の検査管理組織と同機能の組織を設けさせる・添付資料参照)を構築させることにより、客観性を担保できると考える。 代替措置：なし	大分コンビナート立地企業連絡協議会	厚生労働省
0930070	コンビナート事業所における携帯コンピュータの防爆認定の緩和	労働安全衛生法第44条の2 労働安全衛生規則第280条、第281条 電気機械器具防爆構造規格	爆発の危険のある場所で使用する電気機械器具は、電気機械器具防爆構造規格に適合した防爆性能を有するものでなければならないが、タイプn防爆構造は安全であると認められないため、使用することができない。	F	III	タイプn防爆構造については、従来の防爆構造に比べて簡略化されたものであるので、爆発の危険のあるすべての場所での使用を認めることはできないが、通常の運転状態では爆発性ガス雰囲気が発生する可能性が低く、もし発生したとしても稀にのみ発生し、かつ短時間のみ存在するであろう場所等一定の場所においては、安全性を検証の上、導入の可否について検討を行う。	貴省回答によれば、一定の条件下における安全性を検証の上で導入の可否について検討する、としているが、どのような場において、どのようなプロセス、スケジュールで検討を行うのか、右の提案主体からの意見も踏まえ、措置の分類の見直しも含め、再度検討し回答されたい。	「一定の場所」とは、具体的な例示をご教示願います。	F	III	「一定の場所」とは、タイプn防爆構造が使用できる場所であり、今後検討を行って決定すべきものである。なお、IEC規格では、タイプn防爆構造が使用できる場所は、「通常の運転状態では爆発性ガス雰囲気が発生する可能性が低く、もし発生したとしても稀にのみ発生し、かつ短時間のみ存在するであろう場所」と定義しているため、これを一つの基準として、その場所の評価方法を含め、検討することになる。 具体的には、平成18年度に専門家による検討を行うこととしており、検討に当たっては、タイプn防爆構造のみならず、危険場所の考え方やそれぞれの場所で使用できる機器等、防爆に関する規制を全面的に見直す必要があることから、検討には長期間を要し、最終的な措置までを平成18年度中に行うことは困難である。また、具体的な対応策は現段階で明確ではないことから、措置の分類を見直すことはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		F	III	コンビナート事業所における携帯コンピュータの防爆認定の緩和については、これまでも回答したとおり、措置することとしている。 なお、ご指摘の特区第1次提案に対する当省回答は、現在も有効である。	1108010	国際電気標準会議（略：「IEC」）が認定した防爆構造規格のうち「Type"n"」の現場用携帯コンピュータをコンビナート事業所において使用可能とすることで、現場運転員の日常点検の効率を上げ、結果として故障の早期発見等により機器の信頼性を向上させる。	(1)現場運転員が現場の日常点検の際に携帯して活用するもので、可燃性ガス雰囲気でない（2)種場所）での使用に限定する。また、海外で使用実績があることから判断し、国内でIEC規格のType"n"を使用しても安全上問題はないと考える。 (2)海外のコンビナートとの競争力を高めるべく、PEC(石油産業活性化センター)研究の一環として、携帯コンピュータを活用した運転支援システムを構築中であるが、国内規格で防爆認定を受けた機器がなく、現状ではIEC規格のType"n"しか使用できる状況ではない。 (3)国内規格で防爆認定を受けるためには、検討期間と対応のための費用負担が極めて大きいと見込まれ、メーカーも実行に躊躇的でない（需要が小さく、費用をかけて防爆型を開発しても投資回収ができないことも理由となっている。）	千葉県	厚生労働省
0930080	社会福祉法人の収益事業要件の拡大	社会福祉法第26条	社会福祉法人が行う収益事業の種類については、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこととされている以外は、特段の制限は無い。 また、収益事業については、様々な種類の事業が存在し、また新たな事業の発生も想定されるため、限定的に列挙するのではなく、上記のとおり、適当でない事業の要件を設け、その他の事業については、特段制限をしていないところであり、要望の事業についても、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものでない限り、行うことができる。	社会福祉法人が、提案主体が想定している事業を行うことが、現行法で実行可能と解して良いか、措置の分類の見直しも含め、再度検討し回答されたい。		D		社会福祉法人が行う収益事業の種類については、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこととされている。 提案主体が想定している事業が、これらの要件に該当しない限り、社会福祉法人が収益事業として行うことは可能であると考えられる。						1029010	当社を経由して障害者が就業する際に、その継続就業を目的として、当該障害者に係る豊かな知識・経験を有する社会福祉法人と業務提携契約を締結する。その際、同法人の有する知識・経験及び、本件にかかる労力を鑑み、当社より適正な報酬を支払う。	提案理由：障害者雇用において、障害特性を踏まえた専門的な知識及び対応が必要なケースが見られるが、必ずしも就業先が十分な専門知識等を有しているとは言えない。本事業により、障害者スタッフの就業の継続に寄与すると同時に、就業・生活支援センターの地域社会資源を有効活用する。また報酬を伴った契約を結ぶことにより、就業・生活支援センターの運営の安定に寄与する。特に就業・生活支援センター受託機関は、地域の障害者雇用の中心となるものであることから、一般企業も含めた活用を図ることにより、より障害者雇用の推進に対する貢献が可能である。これを端緒として、就業・生活支援センター、障害者職業センター、協力機関型ジョブコーチ受託機関等に代表される福祉行政の一翼を担う、障害者雇用の現助機関の積極的な利用が一般企業等において進展し、より包括的な、地域における障害者雇用の推進に寄与するものと考える。	株式会社メディカル・サービス	厚生労働省
0930090	就業・生活支援センターの業務範囲の拡大	障害者の雇用の促進に関する法律第34条	障害者の雇用の促進等に関する法律は、職業リハビリテーション等障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を講じ、もって その職業の安定を図ることを目的としている。 こうした考え方の下、障害者就業・生活支援センター、障害者の職業生活における自立を図り、その雇用・就業の促進を図るため、地域での雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携の核となり、就業支援と併せて日常生活又は社会生活上の支援を身近な地域で一体的に行う組織設置となることを目的として設置されるものである。 障害者就業・生活支援センターにおいては、厚生労働省からの委託及び補助を受け、支援対象障害者からの相談に応じて必要な指導・助言を行うとともに、ハローワーク、地域障害者職業センター、社会福祉施設等の関係機関との連絡調整、事業主に対する雇用管理に関する助言等を行っているところである（同法第34条、施行規則第4条の11）。 本事業により必要な経費については、国から委託及び補助を行っており、公益的な事業として無料でこれらの職業リハビリテーションサービスを提供しているものである。	D	-	障害者就業・生活支援センターが指定法人としての業務とは別に一般企業に対して障害者の支援事業を有償で行うことについては、各法人及び当該法人を所管する行政庁の判断によるものであり、判断する立場にない。	現行の就業・生活支援センターの業務に加え、一般企業から依頼を受けて、障害者である就業者の就業支援を有償で行うことは、障害者の雇用の促進に関する法律上問題がないということでよいか。		D	-	障害者就業・生活支援センターが指定法人としての業務とは別に、一般企業からの依頼を受けて、障害者である就業者の就業支援を有償で行うことについて、障害者の雇用の促進等に関する法律は特に規制はしていない。						1029020	当社を経由して障害者が就業する際に、その継続就業を目的として、当該障害者に係る豊かな知識・経験を有する社会福祉法人と業務提携契約を締結する。その際、同法人の有する知識・経験及び、本件にかかる労力を鑑み、当社より適正な報酬を支払う。	提案理由：障害者雇用において、障害特性を踏まえた専門的な知識及び対応が必要なケースが見られるが、必ずしも就業先が十分な専門知識等を有しているとは言えない。本事業により、障害者スタッフの就業の継続に寄与すると同時に、社会福祉法人等の地域社会資源を有効活用する。また報酬を伴った契約を結ぶことにより、社会福祉法人等の運営の安定に寄与する。	株式会社メディカル・サービス	厚生労働省
0930100	障害者雇用納付金制度に基づく助成金、支給要件の緩和	障害者の雇用の促進等に関する法律第49条及び第51条	障害者の雇用の促進等に関する法律においては、第49条において、厚生労働大臣は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、障害者雇用納付金関係事業を行うものとされており、障害者雇用納付金制度に基づく助成金は、事業主が障害者の雇用にあたって、施設・設備の整備等や雇用管理を行う場合に、これらの事業主に対し、予算の範囲内で「助成金を支給することによって、その経済的負担を軽減し、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的とするものであるため、障害者である派遣労働者を単に受け入れたにすぎない派遣先事業主については、支給対象となっていないところである。	D（一部C）	I	障害者納付金制度に基づく助成金は、障害者である労働者を雇用する事業主に対して支給するものであり、紹介予定派遣により障害者を雇用した場合にも、当該雇用する事業主は支給対象となる。 また、障害者である派遣労働者を受け入れる派遣先事業主を障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給対象に加えるどうかという点については、障害者雇用分野における派遣労働の取り扱い全体について検討を行う中で、あわせて議論される必要があることから、平成16年12月の労働政策審議会意見書において指摘されたとおり、派遣元事業主・派遣先の障害者雇用に及ぼす影響等の実情把握や、職場定着に相当の配慮や時間を要することがある障害者にとって派遣労働という働き方がどのように評価されるべきか等の分析を行った上で、障害者雇用の促進が図られかどうかという観点から検討を行うことが必要不可欠である。障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第81号、以下「改正法」という。）については、附則において、改正法施行後から3年経過後の検討規定が設けられており、さらに、これを前提に、法律案の審議の過程において、衆議院及び参議院の附帯決議において、「附則第2条に規定する検討は、平成21年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うものとすること」「派遣労働者としての障害者の雇用について、障害者雇用の促進を図る観点からその実情を含め検討を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとすること」とされているところであり、障害者雇用納付金制度の在り方も含め、障害者雇用分野における派遣労働の取扱について、改正法附則に基づく制度の見直しの検討事項の一つとして、今後検討を行ってまいりたい。	貴省回答によれば、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の附則に基づく制度の見直しの検討事項の一つとして今後検討する、としているが、どのような場において、どのようなプロセス、スケジュールで検討を行うのか、右の提案主体からの意見も踏まえ、措置の分類の見直しも含め、再度検討し回答されたい。	下記の4点を明確にして頂きたい。 ①回答の解釈は助成金を「派遣期間満了後に派遣先が障害者を雇用する際に、派遣先に対して支給をする」という捉え方で良いのか ②障害者が紹介予定派遣で就業する際に、雇用主である派遣会社に対して助成金の支給は行われるのか ③仮に派遣元に対する支給がなされるのであれば、その助成金を利用して、派遣元が派遣先の設備等の整備に対して投資を行うことは可能であるのか ④当社が継続的に事業を行う上で「障害者雇用分野における派遣労働の取り扱い全体について検討」の流れを把握することは極めて重要であるため、その可能な限り詳細なスケジュール。	D（一部C）	I	①については、紹介予定派遣労働者を受け入れた派遣先のうち、派遣期間満了後正式に雇入れを行った場合においては障害者雇用納付金制度に基づく助成金を受給することができるものである。 ②③については、障害者が紹介予定派遣で就業する際、当該障害者を雇用する事業主である派遣元が支給要件を満たす場合には障害者雇用納付金制度に基づく助成金は支給される。設備等の整備のための助成金は、派遣先が整備を行うにあたり単に投資を行う場合には対象とならない。 ④については、改正法附則第2条に規定する検討のスケジュールとしては、実態調査やヒアリング、課題や対応策の在り方の検討を行う研究会を平成18年度から開催することを考えており、平成21年度末までに結論が得られるよう関係審議会において検討を行うこととしている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	①ご意見中「紹介予定派遣にて派遣される派遣社員は、「雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用される見込まれる労働者」に該当するのか」については、派遣先における派遣開始期間及び期間満了後の雇用継続等者数に紹介予定派遣労働者を含めることができるかどうかについてご質問であると思われるが、紹介予定派遣については、派遣期間満了後正式に雇入れが行われた場合においてはじめて実雇用者の算定対象とされるものであり、派遣労働の現場においては「雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」には該当しない。紹介予定派遣における派遣労働者を障害者雇用率制度においてどのように位置付けるかについては、平成14年12月の労働政策審議会意見書において指摘されたとおり、派遣元事業主・派遣先の障害者雇用に及ぼす影響等の実情把握や、職場定着に相当の配慮や時間を要することがある障害者にとって派遣労働という働き方がどのように評価されるべきか等の分析を行った上で、障害者雇用の促進が図られかどうかという観点から検討を行うことが必要不可欠であると考えており、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第81号、以下「改正法」という。）については、附則において、改正法施行後から3年経過後の検討規定が設けられており、さらに、これを前提に、法律案の審議の過程において、衆議院及び参議院の附帯決議において、「附則第2条に規定する検討は、平成21年度末までに結果が得られるよう関係審議会において行うものとすること」「派遣労働者としての障害者の雇用について、障害者雇用の促進を図る観点からその実情を含め検討を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとすること」とされているところであり、障害者雇用納付金制度の在り方も含め、障害者雇用分野における派遣労働の取扱について、改正法附則に基づく制度の見直しの検討事項の一つとして、今後検討を行っていくこととする。 ②「派遣先が整備を行うにあたり単に投資を行う場合には対象とならない」との回答を頂戴したが、派遣元が支給要件を満たしている場合に、投資でない形式で以ってすれば、派遣先における雇用の継続に必要となる施設や設備の設置等を行うことが可能と解釈して良いか。また、投資とは具体的にどのような場合を指すのか具体的にご指摘頂きたい。 ③紹介予定派遣にて派遣される派遣社員は、「雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者」に該当するのか、該当しないのであれば、それを特区として提出するよう申請したい。 ④「派遣先が整備を行うにあたり単に投資を行う場合には対象とならない」との回答を頂戴したが、派遣元が支給要件を満たしている場合に、投資でない形式で以ってすれば、派遣先における雇用の継続に必要となる施設や設備の設置等を行うことが可能と解釈して良いか。また、投資とは具体的にどのような場合を指すのか具体的にご指摘頂きたい。	1029030	障害者雇用納付金制度に基づく助成金を、紹介予定派遣システムを利用して障害者を採用した雇用主が申請・取得する。また、派遣社員として障害者を受け入れた派遣先が申請・取得する。	提案理由：現状の制度下では、職業紹介事業者を経由して障害者を雇用した場合には助成金が支給されるが、紹介予定派遣システムを経由しての就業が想定されていない。紹介予定派遣システムはトライアル雇用制度と同様の効果が期待でき、障害者の継続雇用を実現する上で有効と思われるため、その利便性を向上するためにも、支給要件の緩和を要請したい。加えて、派遣障害者を受け入れた派遣先にも支給要件を拡大することは、より一層の障害者の就業を後押しする効果が期待できると思われる。	株式会社メディカル・サービス	厚生労働省

09 厚生労働省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930110	特定求職者雇用開発助成金、支給要件の緩和	雇用保険法施行規則第110条第2項	本助成金については、高年齢者等の雇用機会の増大を図ることを目的として、これらの者を公共職業安定所等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成を行う制度である。 そのため現行では、対象労働者の雇入れの日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れの日の前日までの間のいずれかの日に雇用関係、出向、派遣又は請負により雇入れに係る事業所において就労したことのある者を、再び同一事業所に雇い入れる場合、助成金を支給しないこととしている。	C	—	①紹介予定派遣システムを本助成金の対象とすること →特定求職者雇用開発助成金は、障害者等を一律に対象としているのではなく、ハローワーク等の紹介を経なければ就職が困難であり、特別な支援を必要とする者を対象としており、過去3年間のうちに雇用関係、出向、派遣又は請負に雇入れに係る事業所において就労したことのある者を再び同一事業所に雇い入れる場合は、対象としていない。これは、対象者の採用に当たって、雇入れ事業主において既に技能を把握しており、就職困難性はなくなっていると判断されることから不支給としているものである。よって、紹介予定派遣システムを採用することが可能と判断され、雇入れを前提として派遣先に派遣されている紹介予定派遣に係る労働者について本助成金の対象とすることは適当ではない。 なお、障害者のトライアル雇用については、特定求職者雇用開発助成金が対象とする就職困難者を対象としており、就職困難者の雇用促進を図る一環として特例的に本助成金との併給を認めているものである。 ②派遣社員として障害者を受け入れた派遣先を本助成金の対象とすること →派遣社員については、派遣元事業主が雇用責任を有しており、就職困難者の雇用の安定を図るため賃金助成を行う本助成金については、賃金の支払い責任を有する派遣元に支給すべきであり、派遣先に支給することは適当ではない。	障害者のトライアル雇用について特定求職者雇用開発助成金との併給を認めているのであれば、トライアル雇用と同様の効果が見込める紹介予定派遣においても、特定求職者雇用開発助成金が対象とする就職困難者と同等の者を対象とする場合に限り、本助成金の対象として問題はないのではないか、再度検討し回答されたい。	措置の概要に関して、以下の点を明確にして頂きたい。 ①紹介予定派遣システムを本助成金の対象とすること 助成金の支給対象とならないのは「派遣元」であるのか、「派遣先」であるのか、「両者」であるのか、即ち、「紹介予定派遣システムを採用すると」いうだけで助成金の支給対象からは除外される」という意味であるのか。 ②派遣社員として障害者を受け入れた派遣先を助成金の対象とすること 「派遣元に対して支給すべき」とあるが、これは「派遣契約に規定されるということであるのか、それとも「紹介予定派遣システムの中における派遣期間もその支給対象」であるのか。	C	—	特定求職者雇用開発助成金については、安定した職業に就くことが著しく困難である者の雇用機会の増大と雇用の安定を目的としている。この点については、障害者のトライアル雇用も同様である。 しかしながら、紹介予定派遣により派遣される労働者は、派遣契約の締結に際し、既に派遣先の業務を行うことが可能であると判断されており、派遣就業後の派遣先への雇入れを前提として派遣されている者であることから、安定した職業に就くことが著しく困難である者と見なすことはできないため、紹介予定派遣を経て労働者を雇用した場合に、助成金を支給することは適切ではない。 また、本助成金については、上記のとおり、雇用の安定を目的としていることから、継続雇用を行う事業主を対象としており、雇用期間（派遣期間）が6か月以内に限られている紹介予定派遣を行う派遣元事業主に対して助成金を支給することは制度趣旨に沿わないものである。 なお、紹介予定派遣を除く一般的な派遣形態においては、本助成金の対象者を派遣元事業主が期間の定めのない雇用契約を行い雇い入れた場合に限り、派遣元事業主が助成金対象事業主となる。	1029040	特定求職者雇用開発助成金を、紹介予定派遣システムを利用して障害者を採用した雇用主が申請・取得する。また、派遣社員として障害者を受け入れた派遣先が申請・取得する。	提案理由：現状の制度下では、職業紹介事業者を経由して障害者を雇用した場合には助成金が支給されるが、紹介予定派遣システムを経由しての就業が想定されていない。紹介予定派遣システムはトライアル雇用制度と同様の効果が期待でき、障害者の継続雇用を実現する上で有効と思われるため、その利便性を向上するためにも、支給要件の緩和を要請したい。加えて、派遣障害者を受け入れた派遣先にも支給要件を拡大することは、より一層の障害者の就業を後押しする効果が期待できると思われる。	株式会社メディカル・サービス	厚生労働省
0930120	障害者の法定雇用率の算定対象の拡大	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条	「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）は、障害者が職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の福祉の安定を図ることを目的とする法律であり、この目的を達成するため、障害者の雇用の促進等を図ることとしている。 こうした考えの下、障害者雇用促進法においては、事業主に対して法定雇用率以上の障害者を雇用する義務を課しており、この障害者雇用率制度を通じて、障害者について、常用労働者として一定の雇用の場を確保することとしている。なお、雇用義務の対象となるのは、常用労働者としているところである。 「労働者派遣の場合、雇用関係は派遣元事業主と派遣労働者との間で締結されるものであるし、ただがって、労働者派遣事業においては、障害者である派遣労働者が派遣元事業主に常用雇用されているみなされる場合は派遣元事業主の実雇用算定の対象となる。即ち、派遣労働者は、派遣元事業主に雇用される常用労働者として、当該派遣元事業主の実雇用率を算定する際の「雇用労働者数（分母）に算入されるとともに、障害者である派遣労働者は、「雇用障害者数（分子）に算入されることである。しかし、そのような場合でなければ派遣元事業主において障害者である派遣労働者が実雇用率算定の対象とされることはなく、派遣先においては、障害者である派遣労働者と雇用関係にないため、障害者である派遣労働者が派遣先事業主の実雇用率算定に当たって、「雇用労働者数（分母）及び「雇用障害者数（分子）のいずれにも算入されることはない。	C	I	まず、御提案中「法定雇用率」とされている部分は、各企業における障害者雇用割合を意味する「実雇用率」の誤りであり、御提案の趣旨は、労働者派遣事業については、派遣元事業主及び派遣先において、自ら雇用する障害者である派遣労働者に限らず、雇用していない障害者である派遣労働者についても、自ら雇用する労働者としてカウントすること、即ち、派遣元事業主及び派遣先の実雇用率を算定する際の「雇用労働者数（分母）に算入するとともに、障害者である労働者派遣事業における派遣労働者を派遣元事業主及び派遣先の実雇用率を算定する際の「雇用障害者数（分子）に算入することであると理解する。 障害者雇用促進法においては、障害者を採用するか否かを含め、労働者の採用について自ら判断する権限を有する事業主に対して、法定雇用率以上の障害者を雇用する義務を平等に課している。 このような観点から、労働者派遣事業において、実際に障害者を雇用している派遣元事業主のみならず、派遣先においても障害者である派遣労働者を実雇用率の算定対象とすることは、同一の障害者について二重に障害者雇用を評価することになり、結果として、障害者の雇用機会を狭めてしまうことから、適当ではないと考えている。							1029050	障害者の派遣就業において、派遣元の雇用する労働者として法定雇用率に算定するだけでなく、同時に派遣先の雇用労働者として法定雇用率に算定する。	提案理由：障害者の就業支援事業を人材派遣システムを採用して行うと、派遣元のみが法定雇用率の算定対象となる。派遣先に派遣障害者を受け入れるメリットがなく、そもそも事業自体が成立しない。障害特性によっては、「定型的且つ周辺的な業務」に従事することが望ましいと一般的に言われているが、それらに派遣社員を活用するのがトレンドとなっている現情勢下では、障害者の雇用を妨げる一因になっていると言っても過言ではない。／代替案：派遣障害者を派遣先が受け入れた場合、派遣元と派遣先双方を法定雇用率の算定対象とする(ダブルカウント)。	株式会社メディカル・サービス	厚生労働省
0930130	障害者の派遣就業時における「派遣労働者を特定すること」を目的とする行為」の要件緩和	労働者派遣法第26条第7項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第137号）の第2の11の(1)、派遣先が講ずべき措置に関する指針（平成11年労働省告示第138号）の第2の3、労働者派遣事業関係業務取扱要領（職業安定局長通知）第9の14	派遣先は、紹介予定派遣の場合を除き、派遣元事業主が当該派遣元の指揮命令の下に就業させようとする労働者について、労働者派遣に先立って面接することや派遣労働者を特定することを目的とする行為をしてはならない。ただし、派遣労働者または派遣労働者になろうとする者が自らの判断の下に、派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付を行うことは可能である。	C、D	I、III	○　派遣労働者の決定については、雇用主である派遣元事業主が、派遣労働者の職業能力を評価した上で、派遣先の必要とする労働力に相応しい労働者を適切に判断し行うことが労働者派遣事業制度の基本的な考え方であることから、その趣旨にかんがみ、紹介予定派遣以外の労働者派遣における事前面接、履歴書の送付等の「派遣労働者を特定することを目的とする行為」を禁止しているところである。 ○　また、条件整備等を行わずに派遣労働者の特定を目的とする行為の要件の緩和を行った場合、職業能力以外の要素である容姿、年齢等に基づく選別が行われ、派遣労働者の就業機会が不当に狭められるおそれがあり、また、派遣元と派遣元事業主の雇用責任が不明確になるなどの問題があることから、障害者を対象とするものであっても、「派遣労働者を特定することを目的とする行為」の要件を緩和することは不適当である。 ○　ただし、派遣労働者または派遣労働者になろうとする者が、派遣就業を行う派遣先として適当であるかを確認する等のため、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業中の履歴書の送付を行うことは、派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、実施可能であることから、ご提案については、派遣労働者または派遣労働者になろうとする者が自らの判断の下に行うことは可能である。	貴省回答によれば、条件整備等を行わずに派遣労働者の特定を目的とする行為の要件緩和を行った場合、職業能力以外の要素である容姿、年齢等に基づく選別が行われ、派遣労働者の就業機会が不当に狭められるおそれがあり、また、派遣元と派遣元事業主の雇用責任が不明確になるなどの問題があることから、障害者を対象とするものであっても、「派遣労働者を特定することを目的とする行為」の要件を緩和することは不適当である。 ○　ただし、派遣労働者または派遣労働者になろうとする者が、派遣就業を行う派遣先として適当であるかを確認する等のため、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業中の履歴書の送付を行うことは、派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、実施可能であることから、ご提案については、派遣労働者または派遣労働者になろうとする者が自らの判断の下に行うことは可能である。	C	I、III	貴省回答によれば「平成16年3月に施行された改正労働者派遣法において、「紹介予定派遣以外の派遣における事前面接の解禁のための条件整備等について」、「紹介予定派遣における事前面接等の実施状況を勘案しつつ」、検討を行うとしているところ、現在、労働政策審議会において、この点も含め、平成16年3月に施行された改正労働者派遣法のフォローアップを行っているところであり、現時点において、その内容を明確化することはできない。 ○　ただし、派遣労働者または派遣労働者になろうとする者が、派遣就業を行う派遣先として適当であるかを確認する等のため、自らの判断の下に派遣就業開始前の事業所訪問若しくは履歴書の送付又は派遣就業中の履歴書の送付を行うことは、派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為が行われたことには該当せず、実施可能であることから、ご提案については、派遣労働者または派遣労働者になろうとする者が自らの判断の下に行うことは可能である。	C	I、III	平成17年6月から7月にかけて、労働政策審議会職業安定分科会労働力需給制度部会において、改正労働者派遣法について関係者からのヒアリングを行うとともに、現在、労働者派遣を行う事業者や派遣労働者へのアンケート調査を行っているところである。 今後の検討のスケジュール等については、これらのヒアリングやアンケート調査を基に、同部会における公労使の委員の意見を踏まえ検討する必要があることから、現時点において明確化することはできない。	1029060	障害者を派遣する際に、就業先において、当該障害者に対する適切な対応を取ることを目的としたものに限定して、当事者の合意の上で、事前面接・履歴書送付等を行う。	提案理由：派遣先が障害者の就業に最適な就労条件、職場環境等を整備する際、個人に関する十分な情報が必要不可欠である。当事者の合意に基づいた情報開示を行うことで、派遣における就業においても、障害者の特性に応じたきめ細やかな対応を取ることが可能となる。	株式会社メディカル・サービス	厚生労働省
0930140	障害者の派遣就業時における派遣期間の要件緩和	労働者派遣法第40条の2	平成16年3月から、専門的な業務等（26業務）を除いた労働者派遣に係る派遣受入期間制限について、最長3年とされたところである。	C	I	○　労働者派遣事業は、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務を除き、臨時的・一時的な労働力需給調整システムとして位置付けられているものであることから、派遣受入期間については、専門的な業務等を除き、一定の制限が設けられているところである。ご提案のように障害者の派遣就業時に全職種において派遣受入期間制限の撤廃をすることは、かえって障害者の常用雇用の代替を促進し、雇用の安定を損なう恐れがあることから不適当である。 ○　なお、平成16年3月に施行された改正労働者派遣法においては、派遣受入期間制限について、常用雇用との調和を図りつつ、派遣労働者や派遣先とのニーズに的確に答える観点から、一律1年とされていたものを3年までの期間で臨時的・一時的と判断できる期間に延長することにより、派遣労働者としての雇用機会の創出を図ったところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	当社は、就業後の支援が一時的であることが障害者の継続就業を阻害している原因であると認識している。故に、あえて派遣システムを採用することで継続的な就業とサポートを実現したいと考え、今回特区として本規定を申請しているものであり、その主旨を十分に踏まえ、障害者の派遣就業時における派遣期間の要件緩和について、再度検討願いたい。	C	I	労働者派遣事業は、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務を除き、臨時的・一時的な労働力需給調整システムとして位置付けられているものであることから、派遣受入期間については、専門的な業務等を除き、一定の制限が設けられているところであり、ご提案のように障害者の派遣就業時に全職種において派遣受入期間制限の撤廃をすることは、かえって障害者の常用雇用の代替を促進し、雇用の安定を損なう恐れがあることから不適当である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	弊社は、障害者の特性に合わせた就業形態の柔軟な選択肢の欠如こそが継続就業を阻害していると考える。障害者が様々な就業形態を柔軟に取捨選択しながら何らかの形で常に就業をしていることが重要であり、それを実現する有効な選択肢として、人材派遣を捉えることもできる。ところが、現状の制度下では派遣先の障害者実雇用率の算定対象にならないがために、その選択肢が実態として存在しない。よって派遣先の障害者雇用率の算定対象として含むように制度を柔軟に変更するか若しくは派遣期間の制限を撤廃することで受入先が受入れやすい環境整備をすることが必要であると考える。以上を踏まえ、再度特区として検討をお願いしたい。	C	I	障害者である派遣労働者を派遣先における実雇用率の算定対象に加えるどうかという点については、障害者雇用分野における派遣労働の取り扱い全体について検討を行う中で、あわせて議論される必要があることから、平成16年12月の労働政策審議会意見書において指摘されたとおり、派遣元事業主・派遣先の障害者雇用に対する配慮等の実情把握や、職場定着に相当の配慮や時間を要することがある障害者にとって派遣労働という働き方がどのように評価されるべき等の分析を行った上で、障害者雇用の促進が図られるかどうかという観点から検討を行うことが必要不可欠である。障害者の雇用等に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第81号、以下「改正法」という。）については、附則において、改正法施行後から3年経過後の検討規定が設けられており、さらに、これを前提に、法律案の審議の過程において、衆議院及び参議院の附帯決議において、「附則第2条に規定する検討は、平成21年度末までに結果が得られるよう、関係審議会において行うものとすること」「派遣労働者としての障害者の雇用について、障害者雇用の促進を図る観点からその実情を含め検討を行い、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるものとすること」とされているところであり、障害者雇用納付金制度の在り方も含め、障害者雇用分野における派遣労働の取扱について、改正法附則に基づく制度の見直しの検討事項の一つとして、今後検討を行っていただいた。 労働者派遣事業は、常用雇用の代替のおそれが少ない専門的な業務を除き、臨時的・一時的な労働力需給調整システムとして位置付けられているものであることから、派遣受入期間についても、専門的な業務等を除き、一定の制限が設けられているところであり、ご提案のように障害者の派遣就業時に全職種において派遣受入期間制限の撤廃をすることは、かえって障害者の雇用雇用の代替を促進し、雇用の安定を損なう恐れがあることから不適当である。	1029070	障害者を派遣する際に限定し、派遣受入期間の制限を設けずに派遣する。	提案理由：障害者雇用において、その雇用の長期継続は大きな懸案事項と言える。障害者が派遣で就業する際、政令で定める業務以外の派遣受入期間の制限は、その長期就業を妨げる恐れがある。障害者の雇用に限定し、派遣受入期間の制限を撤廃することにより、派遣においても、障害者雇用の長期継続を図るものである。	株式会社メディカル・サービス	厚生労働省
0930150	障害者法定雇用率の換算方法の緩和（特例子会社制度の緩和）	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条及び第44条	障害者の雇用の促進等に関する法律第43条（以下「法」という。）は、障害者の職業の安定を図ることを目的として、社会連帯の理念に基づき、労働者を雇用して事業活動を行うすべての事業主に、身体障害者又は知的障害者（以下「身体障害者等」という。）の雇用義務を課している。 このため、障害者雇用率の算定については、法第43条において、当該事業主において自ら障害者を雇用していることが必要であるとされており、障害者を雇用している事業主に対して発注事業を行っているところを、障害者を雇用している事業主に対して発注事業を行ったということをもって発注事業主の実雇用率に算定することはしていないところである。	C	I	御提案の趣旨は、提案書「具体的事業の実施内容」中「また、福祉施設等に対・・・雇用率に算定するものとする」の部分であり、障害者を雇用している企業に対して発注を行った事業主においても、実雇用率の算定において当該発注を評価するものとすることであると考える。 福祉施設等への発注を雇用率算定の際に評価することの可否については、先の通常国会において改正された障害者雇用促進法の附帯決議に、「障害者に配慮して、学識経験者、労使団体や障害者団体の代表者などの参集による研究会や関係審議会における検討の結果、事業主としての様々な責任が明確である雇用形態に対する支援策を基本とし、これに多様な働き方の選択肢の1つとして在宅就業に対する支援策を組み合わせるよう位置付けるべきであるとされたところである。 こうした考え方の下、今般の障害者雇用促進法改正においては、障害者の在宅就業に対する支援策として、企業からの発注をもって障害者の雇用義務負担に代替する「雇用率カウントする」という方法を採らず、在宅就業障害者に仕事を発注する企業に対して経済的支援を行うことを目的として、障害者雇用納付金制度において、在宅就業障害者特例調整金・在宅就業障害者特例報奨金を支給することとしたところである。 以上のことから、御提案のように障害者を雇用している事業主に対する発注をもって実雇用率への評価を行うことは不適当であると考える。	貴省の回答によれば、「福祉施設等への発注を雇用率算定の際に評価することの可否については、・・・多様な働き方の選択肢の1つとして在宅就業に対する支援策を組み合わせるよう位置付けるべきであるとされたところ」とあるが、なぜ雇用率にカウントすることが認められなかったのか、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	現在、特例子会社の制度を活用して従業員1,000人以上企業の1グループ企業内で障害者の安定雇用をはかっているが、中小企業が単独で特例子会社を持つことが難しいため、法定雇用率を達成できない企業が多いのが実態である。今回の緩和提案は、自治体と中小企業グループが株主となる特例組合子会社（株式を広分に出資又は匿名投資組合等を構成して出資を行った法人）にて、障害者の安定雇用を促進し、特例組合子会社の雇用人数を持ち株比率で算出した雇用人数を達成していると認める。これによって障害者の安定雇用は急速に且つ大幅に伸びることが期待でき、障害者自立支援に繋がる。	C	I	特例子会社制度については、本来、障害者雇用促進法による雇用義務は、事業主に対して課せられており、親会社・子会社の場合も、法人格が異なれば、原則として別々に義務が課せられているが、親会社が子会社を経営的に支配することで、子会社が親会社と同一の会社であると見なせる場合には、特例的に合算して親会社の雇用率を算定できることとした制度である。 ご要望の内容については、出資する企業が複数であるため、子会社を親会社と同一の会社であると見なすことはできず、また、子会社における障害者雇用の促進に関する責任の所在が不明確になるため、特例子会社と同様に取り扱うことは不適切であると考える。 なお、福祉施設等への発注を雇用率算定の際に評価することの可否については、障害者雇用問題研究会報告書において「障害者の職業的自立のための支援策は、働き方に中立的な社会制度が構築の途上にあるということも考慮すると、労働基準など労働者に対する事業主としての様々な責任が及ぶ働き方である雇用形態を基本に据えることが適当である。したがって、障害者の在宅就業に対する発注奨励策（以下「発注奨励」という。）については、企業が自ら障害者を雇用する意欲を阻害することなく、これを評価する形をとるべきであり、少なくとも現段階においては、外注をもって雇用義務と完全に同等に評価するという（中略）方法を採用することは適当ではないと考えられる。」とされたところであり、このような研究会や関係審議会における検討を踏まえ、今般の障害者雇用促進法改正においては、障害者の在宅就業に対する支援策として、企業からの発注をもって障害者の雇用義務負担に代替する「雇用率カウントする」という方法を採らず、在宅就業障害者に仕事を発注する企業に対して経済的支援を行うことを目的として、障害者雇用納付金制度において、在宅就業障害者特例調整金・在宅就業障害者特例報奨金を支給することとしたところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	雇用責任について、責任の所在が不明とありますが、どのような責任を明確にすれば良いかを教えて下さい。また、複数企業の出資による特例子会社制度の活用については、労働基準法に抵触することなく、現状の補助金制度をいかしたものになる特区提案です。弊社が福祉施設経営者・従業員・関係者や中小企業へのヒヤリングによって現場のニーズを把握し、即効性のある障害者雇用促進と安定雇用を実現する特区事業モデルとして特例子会社制度の規制緩和を再度ご検討願います。検討の結果、問題がある場合はどのような形であれば、実現に向けてご検討頂けるかにつきアドバイス頂けますよう宜しくお願い致します。	C	I	特例子会社制度については、親会社と子会社が組織的、経済的に単一の企業体たる実態を有する場合に、一定の要件の下に両者を同一の事業主と擬制し、障害者に配慮した職場環境の設定、もしくはこれに加えて業務の再編成等の特別の配慮を行うことを通じて、障害者の雇用を促進する制度である。 前回の当省回答における「子会社における障害者雇用の促進に関する責任の所在が不明確になる」とは、当該子会社における障害者雇用を促進するための方針の作成や、子会社における障害者に配慮した職場環境の設定及び適正な雇用管理の確保等の障害者の雇用の安定等のための配慮について、誰が責任をもって行うのかという点が不明確になる恐れがあるということを説明したものである。	1123010	第三セクター又は合弁特例子会社では、障がい者の雇用を安定させるために、自治体及び各企業が、達成すべき法定雇用率分の業務を年間ベースの契約により提供することにより、障がい者を安定的に雇用する。同時に、10月末に成立した障がい者自立支援法の主旨を踏まえ福祉施設等から就労体験や実習を受け入れ業務への適正を確認し、雇用を受け入れる。また、福祉施設等に対し年間ベースで法定雇用率に換算できるだけの業務を発注し、業務が完了することにより発注業者の雇用率に算定されるものとする。第三セクター又は合弁特例子会社の障がい者の待遇を含めた就業規則や利益率など会社運営に関わる方針については、株主総会にて決定する。	企業に障がい者を雇用するには、障がい者との接し方に関するノウハウの不足、社内インフラの不備など種々な問題を抱えている。また、特例子会社の設立に関しても、費用、人材、管理体制等から対応が難しい状況であり、雇用の促進を阻害している。そこで、企業に大きな負担がかからずに、法定雇用率を達成させるために、第三セクター又は合弁特定子会社を設立する。	有限責任中間法人福祉ネットワーク21	厚生労働省

09 厚生労働省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体の事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930160	外国人技能実習生に対する社会保険加入適用の見直し	厚生年金保険法第9条 健康保険法第3条 国民健康保険法第6条	公的年金制度においては、老齢、障害、死亡時の本人又は遺族の生活保障の観点から、国籍を問わず適用事業所に常時使用される労働者を厚生年金保険の被保険者としている。 外国人技能実習生は、一定期間の研修期間を経た後が、雇用労働者に係る諸法令の適用を前提として雇用関係の下で技能実習するものであり、厚生年金保険が適用される。 医療保険制度においては、適用事業所に使用される常用的雇用関係にある者について、国籍を問わず被用者保険が適用される。	C	I	外国人技能実習制度は、雇用労働者に係る諸法令の適用を前提として、特定活動の在留資格による外国人技能実習生に対し、より実践的な技術・技能の習得を図める制度である。 厚生年金保険法上、適用事業所に使用される70歳未満の者は被保険者とすることとされているところ、外国人技能実習生については、受入先である事業主と雇用契約を結び、雇用関係の下で労務を提供し報酬を受けることなることから、事業主が厚生年金保険の適用事業所である場合には、厚生年金被保険者となる。 外国人技能実習生についてのみ厚生年金保険の適用を除外し、国民年金を適用することについては、労働法制上その雇用関係がその他の労働者についての雇用関係と区別されているわけではないことから、不可能である。 また、医療保険制度においては、適用事業所と常用的雇用関係にある者は、日本人か外国人かを問わず、すべて被用者保険の被保険者となるものであり、外国人技能実習生についてのみ適用除外とすることは、強制加入を原則とする我が国の医療保険制度の趣旨に反し、困難である。 なお、厚生年金保険制度は老齢のほかに障害や死亡といったリスクにも対応するものであり、制度に加入している間にそのような保険事故が発生した場合には、障害給付又は遺族給付が支払われることとなる。 また、滞在期間が短いために老齢給付に結びつかないという問題については、最終的には社会保障協定により解決すべきと考えられるが、このような解決が図られるまでの特例措置として、短期滞在の外国人が帰国した場合に脱退一時金を支給する仕組みを設け、本人負担分については返還しているところである。											1074010	外国人技能実習生の就業期間は2年間と短期にもかかわらず、日本人従業員と同様に社会保険や労働保険の加入が義務づけられており、事業主や実習生の負担が大きいことから、適用事業所においても、厚生年金については国民年金に、健康保険については、国民健康保険に加入で対処し、事業主、実習生の負担の軽減を図るものである。	外国人技能実習生は、2年間という短期の就業期間であり、保険の恩恵についてほとんど受けられないにもかかわらず、技能実習生や事業主が支払うべき社会保険料は高額であることから軽減を求めるものである。 具体的には、適用事業所においても厚生年金については、国民年金に、健康保険については、国民健康保険に加入することで負担の軽減をはかるものである。	川口市	厚生労働省
0930170	国民健康保険被保険者証の個人カード型と世帯証（世帯に1枚）の併用の容認	国民健康保険法施行規則　第6条、第7条の2、附則第12項	国民健康保険制度においては、被保険者等の利便性の向上等を図るため、平成13年4月から、原則として1人1枚のカード様式とすることとしたところである。（なお、当分の間、従前の被保険者証を世帯単位で交付することもできる。） また、市町村は、保険料滞納者と接触機会を確保し、保険料の適正な収納を図るため、保険料（税）を滞納している世帯主に係る被保険者証につき通例定める期日より前の期日を定めることができることとしている。（短期被保険者証）	C	III	被保険者証については、従来より被保険者の利便性の向上等のため、個人単位のカード化を推進しているところである。短期被保険者証は ①被保険者証の一種であること、 ②被保険者証が個人単位であるか、世帯単位であるかにより、保険料滞納者と接触機会の確保という目的に影響が生じるとは考えにくいこと、 を勘案すれば、カード化を実施している市町村において、世帯単位での短期被保険者証を発行することは、被保険者の利便性の向上という趣旨に逆行し、適当ではないと考える。（なお、原則として保険料を1年以上滞納している場合には、被保険者証のやむを得ない理由による世帯単位の被保険者資格証明書を交付することとされている。）	貴省回答によれば、「保険料を1年以上滞納している場合には、被保険者証のやむを得ない理由による世帯単位の被保険者資格証明書を交付すること」としており、短期保険者証についても、制度性は考慮しつつも、保険料滞納者に対する督促効果を図られは世帯単位での発行としても良いのではないか、また更新にかかるコストの削減効果も見込んでおり、それらを踏まえ再度検討し回答されたい。		C	III	国民健康保険においては、特別な事情なく保険料を1年以上滞納している場合には、被保険者証のやむりに被保険者資格証明書を交付することを法定し、通常の被保険者証と異なる資格証明書を交付する根拠規定を設けている。 短期被保険者証の交付については、各保険者の判断に委ねているところである。個人単位ではなく世帯単位の短期被保険者証を交付することは、法律の規定なく他の被保険者との区別が明らかになり、被保険者資格の公平性が損なわれること等が考えられ、督促効果やコスト削減を理由にこれらを損なうことは適当ではない。 一方で、被保険者全体の相互扶助で成り立つ国民健康保険において、その財源となる保険料の収納確保は、制度を安定的に運営していく上で極めて重要な課題であり、今回の貴要請も参考に収納率向上に向けた様々な取組を検討・推進してまいりたい。	短期被保険者証の交付の判断権限を各保険者に委ねているのであれば、交付する保険者証を個人単位とするか世帯単位とするかについても各保険者が判断しても良いのではないか。また、被保険者の公平性も重要であるものの、滞納問題は国民健康保険制度の根幹に関わる問題であり、それを解決するための方策の一つとして本提案を認めるべきではないのか。再度検討し回答されたい。	C	III	国民健康保険においては、特別な事情なく保険料を1年以上滞納している場合には、被保険者証のやむりに被保険者資格証明書を交付することを法定し、通常の被保険者証と異なる資格証明書を交付する根拠規定を設けている。 短期被保険者証の交付については、各保険者の判断に委ねているところであるが、個人単位ではなく世帯単位の短期被保険者証を交付することは、法律の規定なく他の被保険者との区別が明らかになり、被保険者資格の公平性が損なわれること等が考えられ、督促効果やコスト削減を理由に、本措置を制度として認めることは適当ではない。 一方で、被保険者全体の相互扶助で成り立つ国民健康保険において、その財源となる保険料の収納確保は、制度を安定的に運営していく上で極めて重要な課題であり、今回の貴要請も参考に収納率向上に向けた様々な取組を検討・推進してまいりたい。	1078010	本市では、国保税の収納率向上の施策として、様々な方策を実践し成果を上げてきた。特に滞納者の被保険者証については、滞納状況により4ヶ月ごとに「短期証」により区別し、納税相談等の機会を多く持つことにより収納の拡大と推進を図ってきた。平成17年10月の保険証の一斉更新により、個人カード化に切り替えたが保険税完納者との公平性の問題と個人カードのコストを鑑みると疑問がある。そのため、これら滞納者へは意識変容を高め納税を促進する意味からもその実効性を考慮した柔軟な対応が必要であり、従来の世帯証の交付も可能とし、併せてコスト削減を図る。	国民健康保険財政は、構造的な問題から脆弱であり財政運営は危機的な状況にある。健全な運営を図るためにも財源である保険税の収納対策は重である。滞納者に対する世帯証交付は納税交渉に効果が得られ、納税を促進する方策として有効であるとかから世帯1枚の世帯証の交付も可能とする。また、滞納者に対しては数回更新するコストが増を防ぐとともに、滞納者に完納者以上のコストをかけてしまう不公平を払拭する。 ※世帯証（従来型）と個人カードのそれぞれ1枚当たりの単価。 「従来型」　一般 9.5円　・　退職20.5円　　個人カード証　　一般41.0円　・　退職91.0円　　・滞納者へは4ヶ月の短期証として年3回更新、完納者へは2年に1回交付。	福城市	厚生労働省
0930180	所在地変更による健康保険証の再作成の廃止	健康保険法施行規則第46条、第47条第1項	適用事業所が従来の社会保険事務所の管轄区域外へ移転することにより被保険者証の記号番号（または番号）に変更があったときは、記号番号の訂正を行った上で被保険者に交付することされている。	F	III	政府管掌健康保険は、平成20年を目途として都道府県を単位とする財政運営を行う公法人化することされており、その事務処理や被保険者証の取扱いについて、現在検討を進めているところです。今回のご意見は、その検討の参考とさせていただきます。	貴省回答によれば、平成20年を目途とする政府管掌健康保険の公法人化による事務処理等の検討の際に、提案主体からの意見を参考とする、としているが、具体的にどのような場において、どのようなプロセス、スケジュールで本提案の検討を行うのか、措置の分類の見直しも含め回答されたい。		F	III	適用事業所が従来の市区町村以外へ移転することにより被保険者証の記号に変更があったときは、その記号の変更を行い再交付を行っているが、この記録管理の方法を改めることとした場合、健康保険及び厚生年金保険の記録管理システムの再構築が必要となり、膨大なシステム開発のための期間及び経費が必要である。 政府管掌健康保険については、平成20年度を目途に、都道府県を単位とした財政運営を行う公法人に移管することから、現在そのためのシステム開発の検討を行っている。ついては健康保険証の取扱いについても今回のご意見を参考とし、平成18年度のできるだけ早い時期に方向性を固めたいと考えている。							1125010		会社の所在地が千代田区にあったが、道路一本向かい側に移転したところ、中央区であった為、神田社会保険事務所から、日本橋社会保険事務所に管轄が変更となった。そのため、健康保険証を新しくすることになった。会社の所在地が変更となり管轄が変わろうとも、その都度の健康保険証回収・作り直しは、やめるべきである。		個人	厚生労働省
0930190	給与支給方式の口座振込による統一化	・労働基準法第24条第1項　・労働基準法施行規則第7条の2 ・平成10年9月10日基発第530号、平成13年2月2日基発第54号	労働基準法第24条においては「通貨払」が原則とされているが、賃金の口座振込については、労働基準法施行規則第7条の2により、使用者は労働者の同意を得た場合には、当該労働者が指定する銀行その他の金融機関に対する当該労働者の預金又は貯金への振込みの方法によることができるとされている。	E	—	地方公務員については、地方公務員法第58条第3項によって、労働基準法第24条第1項が適用除外とされているので、本要望にかかる規制については、地方公務員法の問題である。											1086060	現金支給事務により、資金前渡職員の指名・認定事務や金種の区分・袋詰め作業が発生している。また資金前渡職員が当日金融機関へ現金を受け取りに行く手間や、給与支給者に確実に渡すまでの安全性も考慮しなければならず、金融機関側にも負担がかかっている。全国銀行協会から給与支給方式の口座振込への統一に対する要請がなされているとともに、支給方式を口座振込に統一することで、県庁全体の総務事務を集中化することが可能となり、コスト削減に繋がる。	提案理由： 本県においても、職員に給与の口座振込について、強く協力を呼びかけているが、現在のところ、口座振込率が99.28%と100%は達成できていない。昭和25年に施行された地方公務員法により、「通貨で支給」と規定されているが、昭和49年に人事院規則で口座振込も可能とされてから約30年が経過しており、法律が施行された当時とは、比較にならないほど口座振込は一般化し、信頼性も確保されている。本特例措置により、県庁全体の給与事務の集中化が可能となり、コストの削減が見込める。	高知県	総務省 厚生労働省
0930200	公益法人等が行う職業紹介事業の許可基準の緩和	職業安定法第31条第1項第1号及び第3号、職業紹介事業関係業務運営要領（職業安定局長通知）の許可基準の1及び3の(2)	職業紹介事業の許可基準として、有料・無料を問わず、申請者が当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること（資産（繰延資産及び営業権を除く。）の総額から負債の総額を控除した額が500万円に職業紹介事業の許可基準として、申請者が当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有することとしており、ご提案のように財産的基礎要件の額を引き下げることは、困難である。 ○　職業紹介事業の許可基準のうち、職業紹介責任者の選任要件として職業紹介事業に関連する業務経験を求めているものについては、無料職業紹介事業の許可基準においては既に存在せず、有料職業紹介事業の許可基準においても、成年に達した後3年以上の職業経験を有する者であることとしているため、ご指摘の点については、事実誤認である。 ○　職業紹介事業の許可基準の3番目の「申請者が当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有すること」という要件は、「事業を健全に遂行することができない」ことのないよう、申請者が職業紹介事業を行うに足る財産的基礎を有することを求めているものであり、ご提案のように財産的基礎要件の額を引き下げることは、困難である。 ○　職業紹介事業の許可基準のうち、職業紹介責任者の選任要件として職業紹介事業に関連する業務経験を求めているものについては、無料職業紹介事業の許可基準においては既に存在せず、有料職業紹介事業の許可基準においても、成年に達した後3年以上の職業経験を有する者であることとしているため、ご指摘の点については、事実誤認である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	労働者保護の観点から、「申請者が当該事業を健全に遂行するに足る財産的基礎を有する」という許可基準を設定することは理解できる。 しかし、現行の「財産的基礎要件の額」を少しでも引き下げれば、「事業を健全に遂行することができない」といえるのか疑問である。その理由を明確にしていただきたい。 地域の公益法人やNPO等が職業紹介事業に参画しやすい環境を整備することが、直面する「2007年問題」の解決策の1つになると考えており、高齢者雇用の促進のための職業紹介事業のあり方を含めて、再度ご検討いただきたい。	C、E	I	職業紹介事業が労働者保護等を踏まえ適正に行われるようにするため、職業紹介事業の許可基準として、申請者が当該事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有することとしているところであるが、この資産要件を緩和した場合には、事業遂行の基礎資金の不足などにより、報酬を早期、多額又は不正に得るなどのために、求職者の能力、妥当な労働条件等を考慮することなく（職業紹介を行うなど、適格紹介の確保に支障を生じ、求職者の保護に欠ける事態が生じるおそれがある。また、職業紹介事業者の法令違反等により求職者が被害を被った場合、速やかに損害が補償されず、当該求職者の生活に甚大な影響を与える事態が生じることが懸念される。 現在の資産要件は、このような事態が生じることをできる限り回避し事業の適正な運営を図る観点から、昭和61年に、それまでの資産要件（昭和55年改定。1職業につき資産（定期預金等）として300万円、これとは別に資金（普通預金等）として100万円）に消費者物価指数の上昇（昭和60年において昭和54年の約1.23倍）等を勘案して改定されたものであり、昭和61年からの消費者物価指数の上昇（平成16年において昭和61年の約1.13倍）等を考慮すると、少なくとも現在の資産要件を維持することが適切であると考える。							1097060	団塊世代が大量退職することに伴い、就労の場の確保、熟練人材の不足などが「2007年問題」として指摘されている。 今後、経験や技能を持つ熟年人材を有効活用するためには、働く意欲を持つ熟年が地域企業やコミュニティにおいて活躍できるよう、地域の熟年労働需給システムの充実強化が必要となり、当該事業は、熟年人材をよく知り、同時に地域活動における人材を把握している地域の公益法人やNPO等が行うことが効果的である。 しかし、現行の職業紹介事業の許可基準は財産的基礎要件、職業紹介責任者に関する要件等が厳しく、こうした事業を実施する公益法人等を育成していく上での障害となるため、許可基準の一部を緩和する。	提案理由 職業紹介事業については、平成11年の職業安定法等の改正により、民間においても許可を受ければ有料・無料を問わず職業紹介事業を行うことができるようになった。 しかし、「2007年問題」が指摘されている中で、熟年人材が地域企業やコミュニティにおいて活躍できるようにするためには、地域の身近なところで熟年人材の登録・職業紹介を行うための仕組みづくりが急務であり、公共職業安定所の機能強化はもとより、地域の公益法人やNPO等が規模は小さいながらも、責任をもって職業紹介事業を継続的に実施できる環境整備が必要である。 こうした公益法人等を育成していくためには、現行の職業紹介事業の許可基準では参入が難しくこともあり、地域の公益法人等が行う場合に限り、基準資産額の一定程度の引き下げ、および職業紹介責任者に関する要件のうち職業紹介事業に関連する経験を有する者であることの要件を除外する。	福井県	厚生労働省

09 厚生労働省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930210	技能検定試験制度における外国人に対する受験環境の整備	平成5年4月5日　能開第132号　各都道府県知事あて　労働省職業能力開発局長通達及び平成5年6月28日　能発第157号　各都道府県知事あて　労働省職業能力開発局長通達	特級から基礎2級までのうち、3級技能検定試験の一部、基礎1級、2級の技能検定試験については、「外国人研修・実習制度」において、外国人研修生の我が国における研修成果の評価及び、技能実習生の習得技能等の認定に活用されている。	C		技能検定制度は、基本的に日本で働く人たちの実際の作業現場における技能レベルをはかるものである。 現実に日本の労働の現場で働く上で、例えば安全衛生関係の注意書きや説明が読めないということは適当でなく日本語を読む能力も必要であり、ここのことを含め技能検定の合格に必要な技能及び知識であることから、現行の取り扱いは適当であると考える。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	○外国人研修・技能実習制度は、研修生・実習生の日本での就労を目的とするものではないが、制度において、技能実習の成果を図る指標として技能検定制度が盛り込まれている以上、その受験環境の整備・受験機会の確保について配慮する必要がある。 ○また、日系人など就労に制限のない外国人も多数滞在する中で、日本で働くには日本語の文書が理解できなければならないという状況はすでに現実的でない。外国籍の住民を含めた多文化共生社会において、我が国において技能の向上をめざしその成果を確認したいと望む外国人に対し、環境整備を図っていくことは必要な取組であると考える。	C		○外国人研修・技能実習制度は、研修生・実習生の日本での就労を目的とするものではないが、制度において、技能実習の成果を図る指標として技能検定制度が盛り込まれている以上、その受験環境の整備・受験機会の確保について配慮する必要がある。 ○また、日系人など就労に制限のない外国人についても、現実に日本の労働の現場で安全に働く上で、例えば安全衛生関係の注意書きや説明が読めることが国内法令の遵守等のために必要な最低限の日本語能力が求められているものであり、技能検定はこのことを含めて確認するものである。従って、技能検定に関しては「日本で働くには日本語の文書が理解できなければならないという状況はすでに現実的でない」とされては言えず、現行の取り扱いが適当である。なお、多言語での適切な技能検定試験の実施を行うためには、多言語での試験問題等の作成、多言語ができる検定員の確保等が必要であり、財政負担を伴うものであるため、特区制度においては対応することは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C		○　技能検定基礎2級及び基礎1級については、外国人研修生・技能実習生のみを対象としているため、ご回答のとおり試験問題の表記について一定の配慮がなされているが、3級については、2年間の技能実習修了時の目標とされているにもかかわらず、基礎級のように外国人受験者に対する配慮がなされていない。 ○　技能検定3級の受験については、技能実習生が我が国で の実習の成果を客観的に確認するこ とで、母国での能力発揮に大いに資すると考えるが、現行の試験問題は、言い回しや表現などに難解な部分があり、研修・技能実習期間に習得する日本語能力では、受験が困難な状況がある。 ○　そのため、技能検定3級についても試験問題の多言語化や表現の平易化などといった配慮について検討しているところである。日系人など の外国人に対する配慮についても、特に多言語化に拘 泥するのではなく、外国人研修生・技能実習生 を含めた外国人受験者に対する一体的な配慮に ついて、提案するものである。 ○　また、資格試験として全国統一的な対応が適切又は効果的・効率的ということであれば、本提案の対応については、当初より「特区又は全国どちらでも可」としているので、ご検討いただきたい。	C		○　外国人研修生・技能実習生を対象とする技能検定3級については、表記上の配慮に加え、受検者の希望に応じて日本語での読み上げを行うこととしている。 また、基礎1級及び基礎2級の言い回し や表現に比べても、3級のそれに特に難解な部分があるということはない。 このように産業現場で技能等を習得する外国人が身に付けているべき最小限の日本語能力を有していれば、適切に試験が実施されるよう十分配慮しているところである。 ○　また、日系人など就労に制限のない外国人についても、現実に日本の労働の現場で安全に働く上で、例えば安全衛生関係の注意書きや説明が読めることが国内法令の遵守等のために必要な最低限の日本語能力が求められているものであり、技能検定はこのことを含めて確認するものであることから、現行の取り扱いが適当である。	1099040	○基礎1級以上の技能検定について、多言語での検定試験実施など、外国人に配慮した受験環境の整備を行い、受験機会の拡大を図る。 ○これにより、外国人技能実習生が自らの技能水準の客観的把握が容易になり、技能実習の効果の向上が見込まれ、技能実習制度の趣旨の実現が一層推進される。 ○また、我が国に滞在する日系人等就労の制限のない外国人についても、受験機会が拡大し、外国人住民に対する生活環境整備が推進される。	○外国人研修・技能実習制度は、目標の設定・確認が技能検定制度と関連付けられている。実際には、技能実習移行時に必須である技能検定基礎2級の受験者は多いが、基礎1級、3級については、技能実習期間に習得する技能水準であるにも関わらず受験者は少ない。 ○これには、合格義務の有無だけではなく、技能実習期間に習得する読み書きの能力では、試験問題の理解が困難であることも大きな要因となっている。 ○自らの技能水準について客観的に認知することは、技能の向上等につながるため、検定試験の受験環境を整備し、受験促進を図る必要がある。 ○また、日系人等の外国人についても、読み書きの能力がネックとなり、受験機会が制限される結果となっていることも想定される。 ○そのため、基礎1級以上の技能検定について、多言語による検定試験の実施など、外国人の受験環境の整備を行い、受験機会の拡大を図る必要がある。	広島県	厚生労働省
0930220	厚生年金保険等の裁定請求受理機関の拡大	厚生年金保険法第2条 国民年金法第3条第3項　国民年金法施行令第1条の2第4号	厚生年金保険の被保険期間および国民年金第三号被保険者期間を有する者に係る裁定請求書の受理は、社会保険事務所が行うこととされている。	C		厚生年金保険・国民年金の第3号期間を有する方の裁定請求書の受理にあたっては、請求者及び配偶者等の適用事業所における加入記録等を社会保険オンラインシステムにより確認するとともに標準報酬等に疑義がある場合の調査や、同一人について複数の番号で管理されている記録の調査等を行う必要がある。受理の時にこうした確認を行うためには、オンラインで情報を提供する必要があるが、全国の市町村で当該事務を法定受託事務として位置付ける要望がない中で、希望した特定の市町村に対してのみ提供することを前提にシステム開発を行うことは、費用対効果の面から困難である。 また、厚生年金に係る事務を市町村への法定受託事務として新たに追加することや、地方分権の際に国に移管した3号期間を有する方の裁定請求書の受理に係る事務を再度市町村において行うことについては、年金事務における国と市町村の役割分担や費用負担等の在り方全体に関わる問題であり慎重に検討する必要がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C、D	I	①規制の特例事項の実施に当たっては、新たなシステム開発は不要である。現行のオンラインシステムの運用により、対応することが可能である。②社会保険庁は、業務改革プログラムを策定し、これに基づき裁定請求書の送付を はじめ、様々な改革を実施している。本提案もこの趣旨に添ったものであり、市民サービスの向上、年金制度の普及啓発に大きく寄与するものである。③年金事務における国と市町村の役割分担や費用負担等の検討について、今後のスケジュールを明確に示していただきたい。	現在市町村に設置されている無会端末は社会保険オンラインシステムとは別のものであり、これを活用するには新たなシステム開発が必要となるが、特定の市町村を対象としたシステム開発は費用対効果の面から困難である。仮に、市区町村の窓口に社会保険庁オンラインシステムを新たに数設する場合であっても、同様に困難である。 また、社会保険庁から事前送付している裁定請求書について は、本人が記載内容を確認した上で関連いかなければ、本人の委任により市区町村の窓口で預かった上で社会保険事務所へ提出することは可能であるが、この場合、社会保険事務所で受け付け初めて請求が受理されたことになる。 なお、新たに厚生年金に係る事務を市町村の法定受託事務として追加することや地方分権時に国へ移管された事務の再移管については慎重に対応すべき問題であり、検討スケジュールについて現時点で明確に示すことは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C、D	I	厚生年金に係る事務を市町村で実施することについては、年金事務における国と市町村の役割分担や費用負担等の在り方全体に関わる問題であり、法定受託事務も含めて慎重に検討する必要があり、現時点では困難である。 可搬型照会用端末の設置については、国と市町村との役割を整理した上でどのように実施していくかどうか検討すべき手法の問題である。 なお、社会保険庁では、昨年10月より老齢基礎年金及び老齢厚生年金の受給要件を満たした方に対して、あらかじめ加入記録等を記載した裁定請求書を送付し、記入後投函するだけで裁定請求できる裁定請求書の事前送付を開始するとともに、文書の様子に携帯電話やインターネットで年金見込額の簡易試算を行うことができるようにし、より利便性の向上を図っているところである。	1118010	厚生年金及び第3号被保険者の裁定請求書の受理機関は社会保険事務所とされているが、これを当市においても可能とする。	提案理由：市民の高齢化に伴い、老齢厚生年金の裁定請求を行う市民が大幅に増加することが必至である。規制の特例の実施により、遠い社会保険事務所より身近な市役所で裁定請求が可能となれば、高齢者はもとより障がい者等の利便性が図られ、ひいては市民の福広い視野を伸ばすことも可能となる。さらにきめ細やかなサービスの提供を実現することが可能となり、よって一元的に公的年金の恩義・役割・有利性を伝えることも制度の普及啓発に寄与する。国民年金保険料納付状況についても、「年金収納率の向上の確保が期待でき、社会保険庁が策定している『業務改革プログラム（セカンドステップ）』の取組に合致するもの。平成１４年度社会保険事業計画中、「年金相談の充実に関する事項の事業を検討する」」ことに寄与する。又、当該裁定請求は、被保険者本人が行うことであるため、裁定請求の場所が異なっても被保険者自身の法益は担保される。受給権移転についても、地方公務員法または行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律により担保される。なお、請求者の利便性を図ることを目的に本年１０月から「裁定請求書の送付（ターンアラウンド）」が開始されたが、利便性の向上等の見地から市町村の裁定請求の受理は合理的であるが、行えない理由について、明確に示していただきたい。	志木市	厚生労働省
0930230	同一水道事業給水区域内における別途料金設定の容認	水道法第１４条第２項第４号	料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について水道事業者が定める供給規定は、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」が必要である。	C		あらゆる人の生活に不可欠な水を供給する水道の料金は、いかなる場合にあっても「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」であってはならないことから例外規定を設けることはできない。 ただし、適正な原価を踏まえた合理的な理由に基づき水道料金の設定に格差を設ける場合には、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられる。 ご指摘のケースについては、具体的にどのような根拠に基づきどのような料金体系にしようとされているのか不明であるため判断できないが、分担金の分割納付等の方法で対応可能と考える。	貴省回答によれば、「適正な原価を踏まえた合理的な理由に基づき水道料金の設定に格差を設ける場合」には、例えば、瞬間的により多くの水量を供給できる施設の建設・維持管理には、より多くの費用が必要であることを根拠として、各水道需要者の瞬間的な最大水量を決定づける給水管の口径差に応じて料金に格差を設ける場合等があてはまる。 なお、本提案については、具体的にどのような根拠に基づきどのような料金体系にしようとされているのか不明であるため「特定の者に対して不当な差別的取扱に該当しない」かどうか判断できない。	C	I	「適正な原価を踏まえた合理的な理由に基づき水道料金の設定に格差を設ける場合」には、例えば、瞬間的により多くの水量を供給できる施設の建設・維持管理には、より多くの費用が必要であることを根拠として、各水道需要者の瞬間的な最大水量を決定づける給水管の口径差に応じて料金に格差を設ける場合等があてはまる。 なお、本提案については、具体的にどのような根拠に基づきどのような料金体系にしようとされているのか不明であるため「特定の者に対して不当な差別的取扱に該当しない」かどうか判断できない。	貴省回答では分担金の分割納付の方法で対応可能としているが、当該地区に居住する住民が異動してしまう場合や新たな住民に負担を求めなければならないケースがあるのではないか。 右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	上水道事業区域からは一数キロ離れ、標高差も最大で約400m離れた、瀬戸内の高低差も激しく加圧施設、配水池等多くの施設を必要とするため、事業効率の悪い整備となざるを得ず、高額の事業費、維持管理費を必要とする。これらの費用負担を上水道事業へそのまま引き継ぐことは影響が大きく、地域各戸の分担金で賄算することが必要となる。しかしながら、分担金は一戸あたり数百万円が必要となり全戸が続いて負担することは困難、分割納付については徴収方法、分割回数、未払に対する対応、支払い義務者の移動等問題が多い。このため、起債借り入れにより分担金を少なくし、地域内での独立採算出来る料金体系とすることで全戸対応が可能となる	C	I	提案主体からの再意見では、分担金で対応することが困難な理由をお示しいただいたが、水道料金は分担金を徴収するものではなく、分担金の徴収方法等については、地方自治法の担当部局と相談されたい。 あらゆる人の生活に不可欠な水を供給する水道の料金は、「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするもの」であってはならないことから、いかなる場合にあっても例外規定を設けることはできない。	1124010	水道未普及地域解消の推進を図るため、地域事情、特別な状況等を配慮できる規制緩和を行い、地域住民全戸が受益を受けられる水道整備を目指す。 具体的には、地域内で安定した水源が得られないため隣接水道が設置できず、水道整備を行うには上水道から浄水の供給を必要とし、制度上、上水道給水区域となる。本来普及地域は上水道区域から十数キロ離れ、標高も高く安定した水源確保が困難で、上水道から送水管の整備及び地形状況から高額な事業費を必要とし、地元工事費分担金等の負担が高額となり全戸対応が困難な状況である。よって起債借り入れ等により地元分担金（一括払い）を軽減し、別途水道料金設定による精算にて全戸対応が可能となる。	本地域は農村地域であったが昭和５０年代団地開発が進み人口急増地域である。しかしながら現在は生活基盤の不安定さ等から若い層の地域離れが進み、人口減少が進んでいる。水道の整備は旧村は各戸で確保され、団地は開発業者によって整備されているが水源の不安定さと、施設の老朽化または高額な水道維持費等本格的な水道整備を必要としている。しかし、地形的な条件等により事業効率が悪く、高額な事業費を必要とし、上水道給水区域となることから工事費分担金等一時金による負担が必要で全戸対応が困難な状況となっている。このため、工事費分担金を起債借り入れすることにより、各戸の負担額を軽減し別途水道料金設定し精算することで、水道整備を推進することが出来る。水道整備により地域の活性化が図れ人口流出に歯止めを掛け、活気ある地域づくりを目指す。　代替措置：　条例で地域と水道料金、加入金を明確にする。	亀岡市	厚生労働省
0930240	国民年金の加入期間の短縮	国民年金法第２６条	老齢基礎年金が支給されるためには、保険料納付済期間に国民年金の保険料の納付の免除の適用を受けた期間を含めた期間が原則として２５年以上であることが必要である。	C	I	国民年金制度は、国民皆年金体制の下、国民の間の公平性の確保等の観点から、全国一体的に実施する必要があり、一地域でのみ要件を緩和する特区要望にはなじまないと考える。また、ご要望の内容については、そもそも、以下の内容から適切ではないと考える。 老齢基礎年金の支給要件については、短い保険料納付済期間を支給要件とするのでは老齢基礎年金の額が低額なものとなり、老後の生活の基礎的な部分を支えようとする基礎年金制度の役割を十分に果たすことができなくなること、受給者への給付に要する費用を賄うための保険料の確保を安定的に行うこと等を総合的に勘案して設ける制度になっている。 被保険者の支払う保険料は受給者に対して要する費用を賄うという世代間扶養の仕組みをとっている国民年金制度を安定的に運営し、現在及び将来の受給者への年金の支給を確実なものとするためには、この支給要件を維持することが適当であり、支給要件を緩和し、短い被保険者期間でも保険料を納付した分について老齢基礎年金を支給することは、加入者の保険料納付意欲を阻害し、安定的な制度運営に支障が生じるおそれもあることから適当でないと考える。 なお、低所得等で保険料負担が困難な場合には免除制度等により免除期間を受給資格期間に含めるとともに、受給資格期間を満たしていない場合には70歳まで任意加入できる途を開いており、こうした制度を利用すれば、25年の受給資格期間を満たすことは難しいことではないと考える。また、昨年の年金制度改正において、本人及び配偶者の収入が一定以下である30歳未満の者について、世帯主の所得にかかわらず保険料の納付を猶予し、10年以内であれば追納できる仕組みを創設するとともに、これまでの全額免除と半額免除という２段階の仕組みを１／４免除と３／４免除も加えた４段階とする多段階免除制度を導入することと、保険料を納付しやすい一層の環境整備を行ったところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	１０年の受給資格期間のみの加入者が大多数であれば確かに問題である。しかし、現在２５年の受給資格期間となっているが２５年のみの受給者が大多数となっていない。当市の老齢基礎年金（新法）の受給者は９，６８３人で受給額は５８６，２５３，４００円（１７年３月末現在）となっている。一人当りは、約６７６，９００円で納付月数は約４０９月となっている。窓口相談においても、３００月確保した人に対し少しでも満額の４８０月に対する目減り額を説明しながら納付を促している。１０年の受給資格期間となっても、１０年のみでは受給額が少ないため窓口等の説明により大半の人が現在の平均受給期間の納付となると思われる。この結果、未加入及び未納問題の解消にもつながるものと考えられる。また、仮に将来生活保護者世帯となっても、１０年以上の受給者の年金受給額は、その分の市の歳出（生活保護費）が減るための福祉サービスの充実が図れる。	C	I	前回ご回答したとおり、国民年金制度は、国民皆年金体制の下、国民の間の公平性の確保等の観点から、全国一体的に実施する必要があり、一地域でのみ要件を緩和する特区要望にはなじまないと考える。また、老齢基礎年金の支給要件の考え方は前回ご回答したところであるが、提案主体のご意見については、次のとおり考える。 ①盛子市の加入者は実際に２５年以上納付しており、窓口相談でも一度の納付を促していただいているとのご意見であるが、そもそも日本国内に住所を有する者は２０歳から６０歳に達するまでの４０年間国民年金の被保険者となることされている。保険料納付をできる限り年金受給権の発生に結びつけることと等を考慮し２５年の支給要件を定めているものである。今後とも市民に対し保険料納付を促していただくことが本筋の解決策であり、支給要件を緩和することは、老齢基礎年金の額が低額なものとなり、老後の生活の基礎的な部分を支えようとする基礎年金制度の役割を十分に果たすことができなくなること、受給者への給付に要する費用を賄うための保険料の確保を安定的に行うこと等から適当でないと考えている。 ②こうした点を踏まえると、無年金者等を増加させないためには、支給要件を緩和するのではなく、国民年金保険料収納対策の推進等に取り組むべきであり、支給要件の緩和は、かえって、まじめに納付している市民の保険料納付意欲の低下につながるおそれもある。 今後とも、国民年金保険料収納対策の推進に対するご理解ご協力をお願いしたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	国民年金法で受給資格期間は２５年となっており、この年数に到達しないと年金が受給されないことは、若干不合理であり、納付年数で当然受給者間で差が生じている現状にある。支給要件を緩和することによって納付意欲が減退するとは考えにくく、逆に短縮納付によって年金権が確保可能となれば納付意欲は向上し、年金行政に対しての不満も解消されることにつながると考えられる。ただし、これからも満額の年金あるいはより多くの年金の給付を目指すよう未納問題に向けて努力し、収納対策の推進にも傾注するものである。なお、負担した加入者への配慮が必要であることは当然であると思うので、１０年間での短縮期間をもって年金受給とするものである。このことから、早期安定のための受給資格期間の短縮の実現を図るよう要請するものである。	1135040	国民年金の受給資格の発生に必要な加入期間を１０年に短縮する。これにより年金権確保されれば、未納者も減少し年金行政に対する不満も緩和される。	提案理由： 受給権に結びつかない無年金者を増加させないため、しいては、生活保護支給世帯の抑制につながる。 代替措置： 免除が本人だけの所得だけでなく配偶者及び世帯主の所得でも判断されるが、低所得者層には本人の所得基準で審査し認定する。	逗子市	厚生労働省
0930250	国民年金保険料の追納期間の延長	国民年金法第１０２条第３項	国民年金の保険料を徴収する権利は、２年を経過したときは、時効によって消滅する。	C	I	国民年金制度は、国民皆年金体制の下、国民の間の公平性の確保等の観点から、全国一体的に実施する必要があり、一地域でのみ要件を緩和する特区要望にはなじまないと考える。また、ご要望の内容については、そもそも、以下の内容から適切ではないと考える。 国民年金の保険料徴収については、国民年金法の規定により、納期限から２年間で時効により消滅することされているため、保険料を遡って納付することができる期間は２年間に限られている。 これは、大量の事務を確実に処理する必要のある国民年金の保険料の徴収事務については、会計整理上の債権債務関係をなるべく速やかに処理し、法的関係の早期安定を図ろうとしているものである。 よって、保険料を遡って納付することができる期間を延長することは困難である。	納期限を２年としているのはなぜか、一定の期限まで延長することはできないのか、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	免除の追納との絡みで定額保険料の他に加算金を付けることにより簡雷に長期の遡り納付は防げると考える。なおかつ、支払い能力の有る人は受給資格に繋がっていく。	貴省回答では、会計整理上の債権債務関係をなるべく速やかに処理し、法的関係の早期安定を図るために追納期間を２年としていることの妥当性を示す。高額の事業費、維持管理費を必要とする。	C	I	前回ご回答したとおり、国民年金制度は、国民皆年金体制の下、国民の間の公平性の確保等の観点から、全国一体的に実施する必要があり、一地域でのみ要件を緩和する特区要望にはなじまないと考える。また、ご要望の内容については、そもそも、以下の内容から適切ではないと考える。 大量の事務を確実に処理する必要のある国民年金の保険料の徴収等については、会計整理上の債権債務関係をなるべく速やかに処理し、法的関係の早期安定を図ろうとする観点から、国民年金法の規定により、納期限から２年間で時効により消滅することされているため、保険料を遡って納付することができる期間は２年間に限られている。 なお、このような仕組みは、国民年金だけではなく、厚生年金や健康保険、労働保険においても同様の考え方から共通の仕組みとなっているところである。また、低所得等で保険料負担が困難な方には免除制度等をご活用いただく途を開いており、免除期間も受給資格期間に含めるとともに、負担することができることとなった時点で保険料追納を可能としているが、これは、特に低所得者の方へ配慮したものである。全ての方を対象として長期間の追納を認めることは、前述したように、会計整理上の債権債務関係をなるべく速やかに処理し、法的関係の早期安定を図るという趣旨から困難なところである。	貴省回答では、会計整理上の債権債務関係をなるべく速やかに処理し、法的関係の早期安定を図るために追納期間を２年としていることの妥当性を示す。高額の事業費、維持管理費を必要とする。 右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	I	国民年金制度は国民の老後生活を担う主要な柱であり、高齢者の生活を生活にわたり支える社会保障制度の一つとして重要な役割を果たしている。たとえ、国民年金法の規定とはいえ２年間で納期限が消滅すると受給権確保を困難とする加入者が増える傾向なり本来の目的である国民皆年金体制の趣旨に反するものである。また、納付困難な被保険者には免除申請を活用すると、現状では申請却下も多く所得基準等の大幅な緩和と所得審査の対象者限定の改善も必要であり、今後予定されている多段階免除制度で救済可能かどうか懸念しているところである。従って納付の延長によって年金の安定と信頼回復に努めるべきであると考えることから、納付の受給権取得を容易にするための延長を再度再検討されたい。	C	I	前回及び前々回ご回答したとおり、国民年金制度は、国民皆年金体制の下、国民の間の公平性の確保等の観点から、全国一体的に実施する必要があり、一地域でのみ要件を緩和する特区要望にはなじまないと考える。また、ご要望の内容については、そもそも、以下の内容から適切ではないと考える。 年金制度は、毎月の保険料を納付した実績に基づいて将来の給付に結びつけるものであるため、納付の実績をその都度早期に確定する必要がある。これは、発出があったことを前提として給付が行われる保険制度の基本的な仕組みであり、他の保険制度や民間保険においても、納期限までに保険料を納めることが原則となっている。こうした考えから、保険料納付の実績を早期に確定させるため、遅くとも納期限の翌月から２年間の間に支払っていただくことされているものであり、国民年金だけではなく、厚生年金や健康保険、労働保険においても同様の考え方から共通の仕組みとなっているところである。 また、平成１６年年金制度改正において若年者納付猶予制度及び多段階免除制度を導入することとしたところであり、これにより、これまで半額免除が認められなかった方の一部に対し、４分の１免除が認められるようになるところである。また、免除基準が４人世帯モデルを基準に設定され、若年者層に多い単身世帯に対して厳しいものとなっていたことから、単身世帯を中心に免除基準の見直しを行ったところである。	1135050	加入者の時期的な納付能力に応じて支払い可能となる。この場合免除の追納との絡みで定額保険料の他に加算金を徴収する。	受給権に結びつかない無年金者を増加させないため、しいては、生活保護支給世帯の抑制につながる。	逗子市	厚生労働省

09 厚生労働省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体の事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930260	外国人美容師の就労促進のための在留資格要件の緩和	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	美容師としての業務に従事することを活動の基準とする在留資格は存在していない。	C	Ⅲ	美容師に関しては、現在、労働需要に対して労働供給が不足しているという現状にはなく、今後も市場規模の拡大、労働需要の増加が見込まれる状況にはないものと考えている。 さらに、美容業は、その大半が個人経営の零細な事業所であり、経営環境も厳しいほか、雇用されている美容師の賃金水準も全産業の平均と比較すると低水準である。 したがって、美容師資格を取得した外国人留学生の就労を認めることとする場合、日本人美容師の就労機会が奪われる可能性が高く、また、個人で美容業を営む者の経営環境をさらに悪化させることになりかねないことから、外国人留学生が、我が国の美容師養成施設を卒業し、美容師資格を取得したとしても、美容師として就労可能な在留資格を付与することは適当ではないと考えている。	消費者が外国人による美容行為の享受を選択可能とする等、サービスの向上の観点からも、美容師資格を取得した外国人留学生に対し在留資格を付与することができないか。また、我が国で美容師として就労できないのにもかかわらず、外国人留学生に美容師資格の取得を認めているのは、どのような意義があると考えるのか。右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	本提案は、外国人の持つ感受性を美容芸術に生かすものであり、労働力不足を補うことを目的としていない。本市内の主要駅近辺の美容室は、個人経営とは異なる都市型の美容室が極めて多く、日本人美容師の就労を圧迫する可能性が低い。また、本提案は短期大学の美容芸術学科等を卒業した美容資格取得者に限定しているものであり、その人数は日本人就労者を圧迫することはないと考える。	C	Ⅲ	外国人留学生が日本の美容師養成施設で修得する知識及び技術は、他の日本人と同じものであり、したがって、外国人留学生の提供するサービスは日本人美容師と変わることはなく、消費者に対するサービス向上には直接つながらないため、日本人美容師の就労状況が厳しい中、美容師免許を取得した外国人留学生の就労を認める意義はないと考える。 美容師試験はその受験者が美容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定を行うための試験であることから、免許取得に関しては特段の国籍要件を設けていないところ、これにより、我が国での就労に制限のない在留資格を有する者については、外国人であっても、美容師として就労することが可能となっている。他方、外国人に我が国での就労を認めるかどうかは、我が国の産業及び国民生活に与える影響等、美容師免許の付与とは別の次元での政策判断が必要な事項である。 提案主体の意見では、個人経営と異なる都市型の美容室が多いことを理由に日本人美容師の就労を圧迫する可能性が低いとしているが、個人経営である都市型であるかは日本人美容師の就労機会の問題とは直接の関係はなく、現実問題として、外国人留学生が美容師として市内の美容所で就労することとなれば、日本人美容師の就労を圧迫することは明らかである。 また、前回回答でもお答えしたとおり、雇用されている美容師の賃金水準は全産業の平均と比較して低水準である状況において、美容師資格を取得した外国人留学生に就労を認めた場合、賃金引下げ圧力がかかることが懸念され、その結果、当該外国人がより高賃金である他の職業分野で不法就労することになるおそれもある。							1068010	本市中心市街地においては、数多くの美容室が開業され、激戦区となっている。また、市内には、日本で唯一の美容芸術短期大学があり、81名の留学生が学んでいる。 そこで、規制の特例措置を受け、この短期大学を「美容資格」を持って卒業する外国人留学生が、市内の美容室へ就職する機会を提供する。このことにより、外国人留学生の持つ感性を美容現場において活かすとともに、産学の連携を進めることにより、市内の美容産業の更なる活性化を推進しようとするものである。	市内大学等に在学する外国人留学生が、卒業後もその専門技術（美容師）を活かした職業に就くことができるように特区認定を受けることにより、本市に多くある美容室において、外国人留学生が持つ外国の文化に基盤を有する感性を発揮することにより、美容産業の活性化及び市民との異文化交流を促進する また、外国人留学生が八王子市の大学等に留学することのインセンティブが高まり、より多くの外国人留学生が本市に集まることにより、国際的な学園都市の形成を推進することができる。	八王子市	法務省 厚生労働省
0930270	就学ビザ等による高齢者介護への従事の容認	出入国管理及び難民認定法 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令	「就学」の在留資格で在留する外国人は、そもそも勉強や観光などの活動をするために入国を認められているものである。現行の入管法上認められていない形での就労を、これらの在留資格の者に対し認めることは、事実上就労目的で入国しようとする者を認めることなり、本来の入国の趣旨を逸脱するものとなることから認められない。	C	Ⅰ	「就学」や「短期滞在」の在留資格で在留する外国人は、そもそも就労を認められていない在留資格であり、また、「就学」の在留資格で在留する外国人に対して認められている資格外活動について、就労時間の制限をかけないのであれば、当該就労はもはや資格外活動と位置づけることはできない。 したがって、これらの在留資格の者に対し、資格外活動の特例を認めることは、事実上就労目的で入国しようとする者を認めることとなり、本来の入国の趣旨を逸脱するものとなることから認められない。 なお、就労時間を無制限とし、かつ、賃金総額のみに規制をかけることについては、労働者保護の観点から問題がある。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		C	Ⅰ	「日本社会において外国人の就労機会を確保する必要」という考え方と、そもそも就労以外の目的で入国する者に対し、特例的に就労を認めることの趣旨は全く異なるものであり、「短期滞在」「就学」の在留資格の者に対し、資格外活動の特例を認めることは、周辺諸国からの送出し圧力が強い状況にもある中、事実上就労目的で入国しようとする者を認めることなり、本来の入国の趣旨を逸脱するものとなることから認められない。	1135080	就学や観光ビザによって、既に我が国に入国している在留外国人に対し、在留資格の特例を設け、高齢者の生活のサポート（具体的には、話し相手、家事手伝い、介助等を有償で行うことなど）に従事できるように認める。その結果として、以下の効果が予想される。（1）日本の高齢者と在留外国人の交流の機会が増加することによって、高齢者の生きがい対策につながる。 （2）全国的に見た場合、少子高齢化の進展により、外国人就労者の確保が必要となっているが、本特区の実現によって、外国人の就労機会を一定程度、確保することができるようになる。	提案理由： 本市の高齢化率は、既に24%を越え、極めて高い数値となっており、今後、全国平均に先立って高齢化が進展すると予想される。したがって、高齢者の生活をサポートできる担い手を積極的に確保する必要がある。また、全国的に見た場合、少子高齢化の進展により、外国人就労者の確保が必要になっており、全国に先駆けて、高齢者の生活をサポートできる担い手として外国人を迎えることにしたい。 代替措置： 外国人であっても、高齢者の生活をサポートできる担い手となることができるように、日本語運用能力の判定を適切に行い、事前登録制を実施する。	座子市	法務省 厚生労働省
0930280	食事提供を行う農家民宿の営業許可手続きの簡素化	食品衛生法	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条に基づき、飲食店営業等、公衆衛生に与える影響が著しい営業を営もうとする者は、法第52条の規定により、都道府県知事等の許可を受けなければならない。（施設基準については、都道府県が条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を規定している）	C	Ⅰ	食品衛生法が一定の営業について許可制をとっているのは、食品の取扱いは人の健康に密接な関係を持つものであり、国民の健康保護の観点から、食品を取り扱う営業の設備については、公衆衛生上一定の水準を確保させる必要があるからである。農家民宿であっても、食事を提供する営業である以上は、その施設について一定の水準を確保する必要があり、これを届出制とすることは、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、国民の健康保護を図る観点から、困難であると考える。	右の提案主体からの意見に示されているような要件を満たす場合に限り届出制を認めることができないか。 また、もし認められないのであれば、そもそも提案主体にとれは、食品衛生法に基づく営業許可の申請手続きが煩雑であるとのことであるため、申請者の負担軽減の観点から、当該手続きの簡素化が図れないか、検討し回答されたい。	公衆衛生の安全確保については十分考慮する必要があると考えており、そのため、 ①1日当たりの宿泊者数が概ね10名以下の小人数の施設に限定 ②年1回衛生講習の受講を義務付け ③食中毒の原因となりやすい魚介類や食肉の生食用食品を提供する場合には事前に保健所の指導を義務付け 等の条件を満たした場合に限定して届出制に変更することで、食中毒の発生等を防止できるのではないか。 グリーン・ツーリズムについては国においても省庁連携で推進を図っており、農家の負担をできるだけ軽減して農家民宿の取組みを拡大することにより、都市と農村の交流が一層活発化すると考えるため、再度ご検討願いたい。	C	Ⅰ	飲食店等の営業の許可制度は、その営業施設について公衆衛生上必要とされる一定の水準を確保するために行っているものである。ご提案の要件を満たしたとしても、これが担保されるものではなく、事前の確認により施設基準を満たしている場合に限り許可を与えることが必要であり、これを届出制にすることは困難である。 なお、農家民宿施設については、平成17年7月21日付け食安監発0721002号により、グリーンツーリズム促進の観点から、農家民宿に係る各都道府県等で定める施設基準等の許可要件についてその施設の規模、提供される食事の種類や数量等を考慮し、必要に応じ、条例改正の検討や弾力的運用を行うよう要請したところであり、申請者（農家）の負担軽減を図っているところである。							1097010	農家民宿で宿泊者に食事を提供する場合には、食品衛生法に基づく営業許可が必要となるが、許可を得るためにはかなりの改修費用を要し、申請手続きも煩雑であることから、実際に踏み切れないケースがある。 しかし、農家民宿に滞在する人々にとって、農家と語らいながらの食事は重要な交流であり、大きな楽しみの一つでもある。 このため、小人数の宿泊者に食事を提供する場合に限定して、食品衛生法に基づく営業許可を不要とし、届出制にすることにより、農家の負担を軽減し、食事を提供できる農家民宿を拡大し、都市農村交流の活性化を図る。	【提案理由】 これまで、食事を提供する場合には、専用の調理場を設けるなどの施設基準をクリアする必要があったが、都市農村交流推進の観点から、本県においては、食品衛生法に関する病の規則を改正し、施設基準の一部緩和を予定している。 しかし、依然として食品衛生法の許可は必要であり、申請にかかる事務手続き等の負担が残っていることから、営業許可を届出制に変更することにより、農家の負担を軽減し、都市農村交流の推進に資する。 【代替措置】 届出制にする旨したり、農家民宿の1日当たりの宿泊者数を10名以下、衛生講習の受講等の条件を付することにより、宿泊者の安全を確保する。	福井県	厚生労働省
0930290	農林漁業者グループが加工・販売を行う際のグループ名での営業許可の容認	食品衛生法	飲食店営業等、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第51条に規定する営業を営もうとする者は、法第52条の規定に基づき、都道府県知事等の許可を受けなければならないが、食品衛生法第4条第8項で、営業者は、「営業を営む人又は法人」と定義している。	C	Ⅰ	食品衛生法においては、法人税法のように人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの）に係る特段の規定はないため、このような団体が主体となって営業許可を取得することはできない。営業許可を受ける者には、事前に許可要件を充足することはもちろんのこと、営業の行う際には食品衛生関係法令の各般の規定を遵守し、また、仮に食中毒等の危害が発生してしまった場合には、これを除去するために必要な措置をとることが求められる。しかし、このような団体については、登記もなく、団体の存在や内部の責任関係を把握することが困難と考えられ、これら営業者として果たすべき義務等の履行が確保されないことが懸念される。従って、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し国民の健康を保護する観点からは、このような団体に営業許可を取得させることは困難であると考える。	貴省回答によると、人格のない社団等については「登記もなく、団体の存在や内部の責任関係を把握することが困難と考えられ、これら営業者として果たすべき義務等の履行が確保されないが懸念される」とのことであるが、右の提案主体からの意見にある要件を満たす団体であり、地方公共団体が「営業者として果たすべき義務等の履行が確保できる」と判断するものについては営業許可を与えることが可能とできないか、再度検討し回答されたい。	ここでいう加工・販売を行うグループは、任意組織であるものの、 ①団体としての規約を整備し、代表者の定めがある ②団体としての経理が管理されている 等一定の要件を満たすグループであるため、営業許可を申請する段階において、団体としての規約整備や代表者の明確化、また食品衛生責任者の配置がなされており、食品衛生関係法令の遵守、万が一の事故等の場合にも営業者として果たすべき義務等の履行については対応可能な団体である。 　上記の団体であれば、営業許可申請の際に規約、組織体制等を提出させることにより、団体の存在や内部の責任関係は把握可能であると思われるため、再度ご検討願いたい。	C	Ⅰ	国民の健康の保護の観点から、営業許可取得者の法令遵守や食中毒等の危害除去等に係る責任主体の明確化は必要不可欠なものである。仮にご提案のとおり団体の規約等が整備されており、申請時にこれらを提出させるとしても、それはあくまで団体の加入者が任意に取り決めたものに過ぎず、法令に基づき公的にその団体の存在や内部の責任関係等を証明するものではなく、これにより責任主体の明確化が図れるとは言い難い。ご要望のような団体であれば、法人格を法的に取得していただいた上で法人として、又は営業者個人として営業許可を取得されたい。							1097020	福井県では、農林漁業者の起業促進を図るため、加工・販売を行うグループ等任意組織を育成・支援している。 しかし、食品衛生法の営業許可は個人または法人に限られているため、任意のグループが加工・販売を行う場合には、代表者が個人として申請を行うか、法人登記を行った上で申請するしかない。実際、代表者が個人として申請する場合が多く、これは営業実態に合わないばかりか、事故等が発生した場合には代表者個人の責任となるなど問題も多い。 そこで、法人税法の「みなし法人」規定と同様、任意グループが事業を実施する場合にはグループ名での営業許可を可能とする。	【提案理由】 食品衛生法では、営業者は個人または法人に限定されているため、実際、グループの代表者が個人として申請するケースが多い。 一方、法人税法では、法第2条第8項および第3条の規定により、人格のない社団等についても、収益事業を行う場合には法人とみなして法人税が課される。法人でない社団の範囲は、法人税基本通達１－１－１に規定されている。 そこで、イコールファッティングの観点から、食品衛生法においても法人税と同様、グループ名での営業許可を可能とする。 【代替措置】 ①団体として規約を整備し、代表者の定めがある ②団体として経理が管理されている 等、一定の要件を満たすグループに限定する。	福井県	厚生労働省
0930300	乳牛の分娩後5日以内の搾乳制限の除外	乳及び乳製品の成分規格等に関する省令第3条、別表二（一）（2）1 薬事法第2条第1項、第14条第1項	食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号以下「省令」という。）の規定により、食品として使用することを制限しているところである。初乳は、通常飲用に用いる乳と比較すると、固形分、タンパク質等の成分が著しく異なっており、現時点において、ヒトの健康に与える影響等について十分な情報が得られておらず、国民の健康の保護を図る観点から、上記の規定の撤廃又は緩和を行うことは困難である。なお、分娩後5日以内の初乳を医薬品原料として使用することは、当該原料を使用した医薬品について、薬事法上、品質、有効性及び安全性が確保されていることが確認され、医薬品としての承認等が得られれば可能である。（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第1項、第14条第1項）	貴省回答によると、「分娩後5日以内の初乳を医薬品原料として使用することは、…、医薬品としての承認等が得られれば可能」とあるが、医薬品として利用する場合については提案の内容が実現可能と解して良いか。 また、提案主体は初乳を直接飲用に供するわけではなく、健康食品に利用することを想定しているが、この場合、薬事法上の規制と同様、「品質、有効性及び安全性が確保されていることが確認されれば、利用可能」とすることはできないか。 さらに、提案主体によると「現在中国産の健康食品が輸入されている」とのことであるが、輸入品が認められているにもかかわらず国産の健康食品が認められないのはなぜか、その理由を明らかにされたい。 また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	**1　初乳の性状について** 初乳は脂肪やタンパク質成分が高いために粘度が高く、凝固しやすいために、飲用には不適である。しかし、機能性食品の原料として有効成分を抽出し、プリーズドライ等の加工を行う分には、これらの性状は問題とならない。 **2　初乳の安全性について** ①ウシ生乳を使った機能性食品としては米国「スターリリル」が有名だが、この商品は米国FDAでGRAS（Generally Recognized as Safe：一般に安全と認められる食品）の認定を受けている。このスターリリルとは、ヒトに対することを想定しているが、この場合、薬事法上の規制と同様、「品質、有効性及び安全性が確保されていることが確認されれば、利用可能」とすることはできないか。 ②静岡県畜産試験場（富士宮市）では現在、初乳の安全性について研究を行っており、微生物感染の有無や殺菌法、ダイオキシン等の微量成分の測定を行っている。また、機能性成分の向上と抽出についても、研究を行っている。富士宮市としては今後、静岡県と連携し、それらの成績に基づいて、初乳の有効利用を検討していく予定である。したがって、安全性のデータに基づいて、初乳利用を普及していくと、特区認定に基づいた乳等省令の規制緩和は必要になると考える。	C	Ⅲ	初乳については、食品衛生法第11条第1項の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の規定により、食品への使用を禁止しているところであり、直接飲用に供するか否かに関わらず、これが使用された食品の輸入、国内での製造・販売等は、法的に禁止されている。初乳について、ヒトの健康に与える影響等について十分な情報が得られていない現時点においては、国民の健康の保護を図る観点から、当該規制の撤廃又は緩和は困難である。 なお、仮に、当該規制の撤廃又は緩和を行う場合は、初乳の安全性に係る資料等、科学的知見に基づく各般の資料に基づき、食品安全基本法の規定に従い、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価を受け、更に、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会の審議を受けることが必要である点に留意されたい。 また、前回回答のとおり、分娩後5日以内の初乳を原料として使用した医薬品については、他の医薬品と同様に、非臨床試験や臨床試験等を実施し、品質、有効性、安全性等に関するデータを科学的かつ客観的に収集し、製造販売承認申請を行い、薬事法に基づく審査の上、同法による承認等が得られれば、当該初乳の医薬品原料としての使用は可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		C	Ⅲ	ご提案の規制緩和を求める際の手続としては、①提案主体が厚生労働省あてに科学的知見に関するデータ等を提出し、厚生労働省が食品安全委員会に諮問する、②その後、食品安全委員会において、提出されたデータをもとに食品健康影響の評価をする、③その結果を踏まえ、厚生労働省において、必要に応じ、薬事・食品衛生審議会の意見を聴き、省令改正の可否を検討することとなる。 必要となる科学的データや評価基準については、個別事案により異なるため、お示しすることは難しいが、いずれにしても、提案主体が、初乳が安全であると考える論拠とした科学的知見に関するデータ等を収集し、提出することが上記手続をとる上では必要となる。	1100010	分娩後5日以内の初乳（特に2日以前）に高濃度で含まれている免疫型タンパク質の有効利用を図る。　　ヒト疾病に由来する抗原（ワクチン）を牛に接種し生乳中にその抗体タンパクを分泌させる、これら抗体を抽出、製品化する。 現在牛初乳由来の健康食品が輸入されているが国産の初乳を利用することにより由来のハッキリした安心・安全な初乳製品の提供が可能になる。	提案理由：　　当 市は静岡県内で有数の酪農地帯であり、約8000頭の乳牛が飼養されている。　　当市にある静岡県畜産試験場でヒトリウマ抗原を乳牛に接種し、抗リウマチ抗体を含む生乳を生産させる技術を分娩後6日以降の生乳確立し特許も取得している。　当該試験では分娩後5日以内の初乳には6日以後と比べ極めて高濃度の高濃度で抗リウマチ抗体が存在することが解明されている。これらのことから分娩後5日以内の初乳を飲用以外の健康食品・医薬品原料として利用可能にする。 代替措置： 初乳の搾乳・保管・運送基準は現行の飲用向け生乳の取り扱い基準に準じのマニュアルを作成する。	富士宮市	厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930310	温泉水を料理水として活用するための規制緩和	食品衛生法	食品衛生法第５０条第２項の規定により、都道府県は、営業の施設の内外の清潔保持等公衆衛生上講ずべき措置に関し、条例で必要な基準を定めることができることとされており、静岡県では食品衛生法施行条例で、当該基準を規定している。	E	-	御指摘の規制は国ではなく、地方の条例により行われているものと考えられるため、ご要望については、静岡県の食品衛生担当窓口にご相談いただきたい。											1121010	各所源泉の含有ミネラルに合った料理を開発し、健康的で安全な美味しい料理を提供する。	伊豆地域の温泉水は無味無臭無色に近く、ミネラルバランスも良（欧用に適した源水も多い。したがって古くから欧用や料理水として活用されている。しかし、多くの源泉が水道方の規定数値をクリアーできず活用に苦っていない。観光客に提供する料理等は非日常的であるその摂取量は飲用の量と比べても少量となる事から人体への悪影響は無（活用できる。そして、健康的で安全な美味しい料理が提供でき、伊豆地域から採取される温泉水の特徴を生かしたサービスが可能となる。	株式会社ミロク、社団法人日本ニュービジネス協議会連合会	厚生労働省
0930320	医療法に規定がある病院構造設備基準の緩和	病院又は診療所と老人保健施設又は特別医療老人ホームを併設する場合における医療法上の取り扱いについて（昭和６３年１月２０日、健政発第２３号） 等	病院又は診療所と老人保健施設等を併設する場合においては、管理責任の明確化や衛生上の観点等から両施設の区分に必要な一定の要件を設けている。	C	IV	同一階に併存する場合にも、衛生上の観点等から患者の導線が交わらないように、壁や常時閉めることのできる扉により職員以外の通行ができないような措置を講ずる必要があるとしており、そのような区分を設ける必要がある。なお、病院施設と児童短期入所施設を同一の建物において併設することについては、表示を明確にすること、壁や廊下の色等を変えることに等により施設の区分を明確にすることが必要であり、専用の入り口が設けられている場合は、それぞれに通じる建物の玄関、ホール、階段・エレベーター等は共用しても差し支えない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回、提出させていただいた提案は「大学病院や大規模民間病院の病棟内の一般病室の一部分を区切って児童短期入所事業所として活用できるために病院構造施設設備の規制緩和」を求めているものです。衛生上の観点等も十分に考慮し、同一病室内では、他の入院患者との退線が交わらないように、パーテイション等の簡易なもので区切り、それぞれ専用の出入口を設け職員以外の通行ができないようにします。また、一般病室と児童短期入所事業所への通路を分ける等の方法をとることにより施設の区分を明確にします。ただし、病棟の玄関・ホール・階段・エレベーターなどは共用を考えています。	C またはD	IV	個別事例の判断にかかるものであり、ご提案のパーティションがどのようなものを指しているのかなども含め明らかではないことが多いため、まず判断主体である都道府県の担当部局とよく御相談されたい。							1038010	在宅の重症心身障害児(者)に限り、他の入院患者等に対する医療サービスの提供に支障が生じない範囲で、同一建物内の一般病棟のスペースを利用し、児童短期入所事業所として、支援費制度及び障害者自立支援法施行後も短期入所事業を行う。この場合、医療法に規定する病院構造設備の基準を緩和することにより、病院と短期入所事業所の区分はパーテイション等の簡易なもので区切り、出入口も同一とする。既存の病院が有する医療及び看護の能力を地域に開放することにより、在宅で重症心身障害児(者)を持つ家族の福祉の向上を図ることができる。	久留米市においては、市街地に重症心身障害児施設がないため、在宅の重症心身障害児(者)が、短期入所を行う場合は市外や県外の重症心身障害児施設に通っている。一方、市内には大学病院や大規模民間病院が数多（存在している。このような病院施設を児童短期入所事業所とするためには、病院と短期入所事業所を壁で明確に区分し、それぞれ専用の出入口等を設けなければならない等の医療法上の規制がある。これらの規制を緩和し、現行の病院施設を出来うる限り現状のまま活用することにより、病院施設、医療、看護能力と障害者福祉との間において、その連携が有効に図られることが期待できる。	久留米市	厚生労働省
0930330	処方薬選択におけるセカンドオピニオンの活用及び患者が処方薬を選択できる制度（代替調剤制度）の導入	「診療報酬請求記載要領等について」 保険医療機関及び保険医療養担当規則	処方せんに記載する医薬品名は、原則として薬価基準に記載されている名称を記載するが、一般名による記載でも差し支えない。	D	-	医師が処方せんに記載する医薬品名については、現状でも一般名による記載で差し支えないこととされており、その処方せんを受け付けた薬局は、患者の同意を得て、後発品などの処方薬を調剤することができる。 なお、後発品の使用促進については、政府・与党医療改革協議会において決定された「医療制度改革大綱」において「後発品の使用促進のために処方せん様式を変更する」こととされており、今後はこの結論を踏まえつつ、検討してまいりたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ回答されたい。	1.平成17年12月1日に出されました政府・与党医療制度改革大綱の「2.医療制度等の見直し」3.薬剤等に係る見直し」において述べられています。また、後発品の使用促進のために処方せん様式を変更する（は具体的にはどの様な変更になるのでしょうか。ご回答のさいに「処方せんに記載する医薬品名は、一般名で久使しまえるしないのどれも」というにでしょうか。それとも、ご回答のさ当は従来から通ど知行令の通達では、処方せんの薬品名は一般名でも差し支えないとされていたのか、従来と変わりがないのか。これから変えて行くのか。従来と変わりがないのであれば、変更のすべき理由はなぜ？ 2.「医療制度改革大綱」の「3.薬剤等に係る見直し」において、「医療機関・保険薬局等の間で、他の入院患者・外来患者・薬剤師・医師・看護師・ケアマネジャーなどの間で

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体の事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930360	特区内の医療機関で行うすべての治療への混合診療の適用拡大	保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令、保険医療機関及び保険医療養担当規則	先進技術への対応については、必ずしも高度でない先進技術を含め、医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を設定し、該当する医療機関は、届出により実施可能	D	-	平成16年末の「いわゆる「混合診療」問題」に係る「基本的合意」を踏まえ、先進技術については、安全性、技術の有効性等を考慮し、必ずしも高度でない先進技術を含め医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を設定し、該当する医療機関は、届出により実施可能な仕組みを新たに設けたところである。 先進技術の保険診療との併用については、この枠組みにより対応することができるものであり、医療技術ごとの要件を抜きに、特区内の医療行為であることを理由として全ての治療について保険診療との併用を認めることは適当でないと考える。												1081020	先端医療産業特区内の医療機関で行うすべての治療へ、混合診療の適用を拡大することにより、従来の医療技術と先端医療技術の併用による診療が可能となり、満足な治療効果が得られなかった患者への先端医療の提供が可能となる。また、開発企業の開発コストの引下により、新たな産業の引き金となり、国際競争力の強化につながる。	従来の医療技術と先端技術の併用による診療が可能となり、従来医療技術のみでは、満足な治療効果が得られなかった患者へ先端医療の提供することが可能となるため。	岡山アムニオテック	厚生労働省
0930370	ロボットを用いた診療支援の容認等の医療制度の規制緩和	①医師法第17条　等 ③医療法施行規則第10条の32の2第13号 ③保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令、保険医療機関及び保険医療養担当規則	①医師法上、医師でなければ、医業をなしてはならない。 ②薬事法等に基づく治験であって第Ⅰ相臨床試験を行う専用病床の追加が特例病床として認められる仕組みが現行制度でもある。 ③必ずしも高度でない先進技術を含め医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を満たせば、先進技術の保険診療との併用が可能。	①C ②D ③D	①Ⅰ ②- ③-	①御提案の「医療支援ロボット」や「診療支援」が何を指すのか必ずしも明らかでないが、仮に医行為が含まれるのであれば、人体に危害を及ぼすおそれがあるため、医師の関与なしにロボットを使用することは困難であり、またロボットをもって必要な医療従事者を代替することはできない。 ②また、ご提案の趣旨が必ずしも明らかでないが、病床については、薬事法等に基づく治験であって第Ⅰ相臨床試験を行う専用病床の追加が特例病床として認められる仕組みが現行制度でもある。 ③御提案の詳細が必ずしも明らかではないが、平成16年末の「いわゆる「混合診療」問題」に係る「基本的合意」を踏まえ、先進技術については、必ずしも高度でない先進技術を含め医療技術ごとに医療機関に求められる一定水準の要件を設定し、該当する医療機関は、届出により実施可能な仕組みを新たに設けることとし、承認要件を抜本的に緩和したところである。												1091010	先端医療の推進を目的として、「先端医療バイオロボティクス学」寄附講座を愛知県内の大学医学部に２００６年１月開設する。本講座は、研究開発した再生医療技術を用いて臨床試験を推進し、研究開発した医療支援ロボットを用いて病院機能改善試験を実践することで、バイオやロボットなどの先端医療技術の研究開発と臨床応用を促進し、難病患者へのすみやかな医療技術の普及と病院機能の改善を促進することを目的として開設される。「先端医療バイオロボティクス学」寄附講座の運営する先端医療バイオロボティクスセンターを医療特区と認定し、混合診療、ロボットを用いた診療支援／病院機能支援、一般病床外診療を行い、医療制度の規制緩和を必要とする実証研究を実施することで、先端医療の推進と新しい医療システムの開発につながる。	提案理由：開発された再生医療技術と医療支援ロボットなどの先端医療技術の臨床実験を実践するさきたげとなるような医療制度がある。大学医学部に設置した先端医療寄附講座を医療特区と認定し、その運営するセンター中で先端医療を実施することで、規制緩和を行う。先端医療に特化した学内センターを医療特区として混合診療／一般病床外診療を行うことで、保険医療をうける通常の患者の利便性を損なうことなく、先端医療を推進させることが可能となる。代替処置：病院機能に対し医療支援ロボットを用いる場合、医療機器に準じた安全性の確認と有効性の確認が必要となる。ロボットにトラブルが生じたばあい、直ちに従来のようにひとによる作業に代替させることが可能なように、ひとの管理のもとで医療支援を行う。	特定非営利活動法人先端医療推進機構	厚生労働省
0930380	あん摩マッサージ指圧師等の養成施設設置に係る要件緩和	［昭和22年12月20日　法律217］ ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第19条 ［昭和39年9月28日　医発1133］ ・あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法等の一部を改正する法律等の施行について 記2）「視覚障害者の職域確保のためのあん摩マッサージ指圧師による学校又は養成施設の生徒の定員の抑制措置について」 ［平成12年3月31日　健発482］ ・あん摩師、はり師、きゅう師養成施設指導要領について 記2-(2)「あん摩マッサージ師に係る養成施設の設置計画書の提出があった場合は、次の関係団体等の意見書を添えられたいこと。」	当分の間、厚生労働大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての認定又はその生徒の定員の増加についての承認をしないことができる。	C	Ⅰ	あはき法第19条は、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著し（困難にならないように、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の増加の承認をしないことができる旨規定したもの。現在においても、当該規定が、視覚障害者が生計を維持する上で重要な役割を果たしているものであり、所要の手続きに従って、判断が行われるべきものである。	提案主体によると、スポーツ分野においてあんまマッサージ指圧師が不足しているとのことであるため、提案主体のいう代替措置を講じた上で、スポーツ分野専門の学校・養成施設を開設することはできないか、再度検討し回答されたい。				C	Ⅰ	前回回答でも申し上げたように、あはき法第19条については、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないようにするため、視覚障害者以外のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設の新設又は生徒の定員の増加の承認をしないことができる旨規定したものである。 御提案の代替措置を講じたとしても、晴眼者のあん摩マッサージ指圧師の学校・養成施設を開設することで、これまで以上に晴眼者のあん摩マッサージ指圧師が増加し、視覚障害者の生計の維持が著し（困難になる可能性がある。また、晴眼者のあん摩マッサージ指圧師養成施設設置の制限を緩和し養成施設にも拡大することに関して、平成14年に参議院で採択されたあはき法第19条改正の請願や、視覚障害者団体から要望書が毎年提出されている。これらのことを等にかんがみると、御提案を実現することは困難である。												1148010	■プロジェクトの想定地域：静岡県 ■事業内容：身体の発達途上の子供達には適切な能力を持つ指導者が必要であり、従来の要治療者とは異なる場面であんマッサージ指圧師の能力が期待されていることから、社会的需要に応じるため、新たな養成施設を開設する。 ■経済的社会的効果：スポーツ障害の発生を画期的に減少させることができる社会的効果を期待でき、特徴と根拠あるスポーツ振興が期待できる。相乗効果として、様々なプロチームの誕生により、スポーツをソフトとし、地方が活性化し、税収が増加する経済的効果と、新たな雇用による社会的効果が期待される。	■提案理由：人々に活気を与えるスポーツ振興は、「げんきなまちづくり」には必要不可欠な要素である一方、スポーツの盛んな地域では、過度な練習・事故などによるスポーツ障害も多く、結果的に本来の趣旨からすると本末転倒な事態となることも多い。 特に、幼少期からのスポーツ選手育成においてはこれらの障害はひと体の発達を阻害する危険があることから、医療的回復能力のある資格者の指導者が待ち望まれている。最も相応しい資格者である、あん圭マッサージ指圧士がスポーツ分野で不足している。 ■代替措置：あはき法第19条については規定障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難にならないようにするために規定されたものであるので、一定数の視覚障害者を雇用することを条件に付すことで根本思想は維持しつつ、規制を緩和できる。	個人	厚生労働省
0930390	医師の責任における臨床研究に用いる医薬品・医療機器の製造外注（有償）の容認	薬事法第１２条、第１３条第１項、第１４条第１項、第２４条第１項、第３９条第１項、第３９条の３第１項第５５条第２項第８０条の２	医薬品等を製造販売する際には、薬事法上の製造販売業の許可及び品目ごとの製造販売承認等が必要であり、医薬品等を製造する際には製造業の許可を受ける必要である。 また、医薬品等を他の施設への販売を行う者は、医薬品販売業の許可等が必要となる。	C	Ⅰ	未承認の医薬品等は、品質、有効性及び安全性が確認されていないため、保健衛生上の危害防止の観点から、その販売・授与を禁止しているものである。 ただし、臨床試験に用いる未承認医薬品等を医師が自らの責任の下、患者に投与するため、ＧＭＰに準じた外部の製造施設に、その医薬品等の製造を委託することについては、当該医師が所属する医療機関が臨床試験の実施に係る基準（ＧＣＰ）に基づく体制等を整備し、医師主導治験として厚生労働大臣に治験計画書の届出を行えば、有償・無償を問わず、当該施設への外部委託は可能である。	貴省回答による「臨床試験に用いる未承認医薬品等を医師が自らの責任の下、…、当該施設への外部委託は可能」とあるが、右の提案主体からの意見を踏まえ、先端医療技術を駆使して行われる再生医療製品の研究段階での臨床試験においてもＧＭＰに準拠した施設への外部委託を認められないか、再度検討し回答されたい。	医師の責任において行う臨床研究については必ずしもそのすべてが国の承認を得る為の成績を集める治験（医師主導治験）として計画できるものではない。また、先端医療技術を駆使して行われる再生医療製品の研究段階での臨床試験（臨床研究）においても外部のＧＭＰに準拠した製造施設より提供された医療材料を使用することにより、より安全なものを患者に提供できる。	C	Ⅰ	先端医療技術を駆使して製造される研究段階にある再生医療用の未承認医薬品・医療機器は、その有効性や安全性が確立していない。このため、外部の製造施設等から未承認の医薬品・医療機器を供給することは、被験者の安全性、倫理性が確保されているＧＣＰ等に基づく臨床試験（医師又は企業主導の治験）の場合を除いて、国民の生命、健康を守る観点から認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。				C	Ⅰ	ＧＣＰ等に基づく治験として、医師の責任において臨床研究を行うのであれば、外部製造施設への委託は認められており、その確認申請のため非臨床データ作成に使用する未承認医薬品・医療機器の製造を外部製造施設へ委託することについては、治験の実施予定の有無にかかわらず可能である。 しかし、先端医療技術を駆使して製造される研究段階にある再生医療用の未承認医薬品・医療機器は、その有効性や安全性が確立していないため、外部の製造施設等から未承認の医薬品・医療機器を供給することは、被験者の安全性、倫理性が確保されているＧＣＰ等に基づく臨床試験（医師又は企業主導の治験）の場合を除いて、国民の生命、健康を守る観点から認められない。	1081010	先端医療産業特区内における医師の責任において実施する臨床研究に用いる医薬品・医療機器の製造を、ＧＭＰに準拠した製造施設へ外注（有償）することを容認することにより、医療材料の不均一性や不徹底な品質管理を払拭し、十分に品質を保持した医療材料を患者へ提供できるとともに、医療機械等の新たな産業の引き金となり、国際競争力の強化につながる。	昨今の先端医療技術を駆使し開発されている開発品は、先端技術としての治療効果が注目されているにも係らず、製造法や品質管理が非常に複雑であることから、医師のみで作製を行うことが困難であるため。	岡山アムニオテック	厚生労働省
0930400	診療所における専属薬剤師の設置基準の緩和	医療法第１８条	医療法第１８条に規定する専属薬剤師の配置については、現行制度でも、病院又は診療所所在地の都道府県知事等の許可を受けた場合には、専属薬剤師の設置が免除されることになっている。この場合の一定の要件とは、病院・診療所の標榜する診療科名、調剤数等を総合的に勘案して判断されることになる。	D	-	医療法第１８条で規定する専属薬剤師の配置については、現行制度でも、病院又は診療所所在地の都道府県知事等の許可を受けた場合には、専属薬剤師の設置が免除されることになっている。この場合の一定の要件とは、病院・診療所の標榜する診療科名、調剤数等を総合的に勘案して判断されることになる。	右の提案主体からの意見に示されているケースは、貴省回答にある「一定の要件」に合致するものであるのかどうか、もし合致しないのであれば、このケースにおいても専属薬剤師の免除が認められることとできないか、再度検討し回答されたい。	今回の省庁回答は、「現行制度を利用し、知事へ申請手続きを」との説明であった。しかし、現時点では、医療法や薬事法、薬剤師法、療養担当規則などの運用規程により、一定の要件を満たさなければ許可は受けられず、仮に今回回答どおり申請行為を行ったとしても、到底許可を受けられる状況に無いほど、厳しい許可基準が存在している状況にあります。今回、構造改革特区の許可を受けられるのではないかと判断したポイントは、①診療所にあって医師２名の場合は、専属薬剤師が免除されていること（当診療所は３名）、②外来患者の調剤は院外薬局処方に下対応し、これにより所内の調剤件数は１日約２０件と比較的少ないと状況にあることであります。			D	-	医療法第１８条で規定する専属薬剤師の配置については、病院・診療所の標榜する診療科名、調剤数等を総合的に勘案して、都道府県にて判断されるべきものであり、本提案主体からの意見に示されているケースをもって、当局にて「一定の要件」に合致するものであるかどうか判断することはできない。 なお、医師数・院外処方数をもって一律に許可の要否を都道府県は判断しているのではないと思われ、都道府県の担当部局とよくご相談されたい。												1159010	専属薬剤師の設置基準の緩和等を通して、町内唯一の医療機関である診療所経営の健全化をめざすとともに、過疎地域における地域医療サービスの充実を図る。 具体的には、医師３名以上を配置している診療所にあっても、院外薬局処方を行っている場合は薬剤師の配置を免除する規制の特例を行い、ひいては医師３名体制のもと過疎地におけるプライマリ・ケア（家庭医）事業の効率的な取り組みをめざす。	（提案理由）現行法で医師２名以内の診療所にあっては、薬剤師の配置が免除されているが、医師３名以上となると専属の薬剤師の配置が義務づけられている。この規定の大きな要因は、院内薬局処方を想定した調剤数の多寡により薬剤師配置の有無を規定したものと思われるが、院外薬局処方を行う診療所にあっては、その意味が薄れる。本町にあっては、地域へ出向（プライマリ・ケアの実践や２４時間救急外来を受け入れるために、医師３名体制を構築しているが、結果的に入院患者１９名のためだけに専属薬剤師を配置しなければならないという非効率な状況になることから、設置基準の緩和を求める。 （代替措置）今回の規制緩和の要望は、院外薬局処方を行う診療所に限定しているため、医療法第１８条の但し書き規定内の省令・通達等により対応・措置することも可能と思われる。	穂別町国民健康保険診療所	厚生労働省

09 厚生労働省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置内容	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体的事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930410	私立保育所の調理施設設置要件の緩和	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条 児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第32条、第33条保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日厚生省児童家庭局通知）	○公立保育所においては、特区において、一定の条件を満たす場合に給食の外部搬入を認めているところ。	C	IV	○　保育所における食事については、子どもの発育・発達に欠くことができない重要なものであり、離乳食等一人ひとりにきめ細やかな対応ができること、②楽しい家庭的な雰囲気の中で、おいしく食事ができること、が必要である。 ○　このような観点の下、①一人ひとりの子どもの状況に応じたきめ細やかな対応ができること、②多様な保育ニーズへの対応、③食育を通じた児童の健全育成、の観点から、保育所の調理室は必要とされているところである。 ①　保育所における調理業務については本来、施設内の調理室を使用して行うことが望ましいが、公立保育所においては、その運営の合理化を図る観点から給食の外部搬入を認めているところである。 ②　上記の特例事業については、本年5月に厚労の発生状況等を確認するため実施施設等に対し調査を行ったところであるが、体調不良児やアレルギー児への対応についてきめ細やかな対応がなされていないとする保護者や保育士の意見が寄せられたことなどから、この事業の全国化について判断を留保したところである。 ○私立保育所の給食の外部搬入については、こうした公立保育所の給食搬入の実施状況等を検証した上で、慎重に判断することが必要であり、現段階ではこれを認めることは困難である。	私立保育所ではそもそもなぜ給食の外部搬入が認められないのか、その理由を明らかにされたい。 また、貴省回答による「公立保育所においては、その運営の合理化を図る観点から給食の外部搬入を認めている」のことだが、運営の合理化の観点からいえば、公立・私立に関係なく給食の外部搬入を認めるべきではないか。 また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	本市が提案している措置は、3歳以上児の幼稚園児と保育所児の合同活動を実施している場合の、給食の外部搬入であり、調理室の完全撤廃ではない。 なお、公立保育所が行った外部搬入で実施して起きている問題については、施設内の調理室で体調不良児、離乳食やアレルギー食の対応については可能であり、何ら問題がないと考える。 また、この提案は全国展開ではなく、特区という新潟市の特例措置であるので、公立保育所の実施状況を検証することは別の問題であり、個別的に特区として判断すべきである。	D	III	○就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について次期通常国会に法案を提出する予定であるが、総合施設の認定を受けた保育所については、一定の条件の下給食の外部搬入を認める方向で検討しており、提案されている事業の内容については、これに対応可能となるものと考えている。	貴省回答では、「総合施設の認定を受けた保育所については、一定の条件の下給食の外部搬入を認める方向で検討している」とあるが、提案主体の言うような施設は総合施設に認定されることなるのか明らかにされない。 また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	就学前児童を対象とした総合施設において、一定の条件の下とはいえ、給食の外部搬入が認められる方向性が示されたことは、評価できる。 しかしながら、現段階で総合施設の詳細が明らかにされていない状況では、新たな規制が生じる恐れがある。 なお、本市が特区において認めるべきであると主張している、私立保育所の給食の外部搬入について、懸念されているアレルギー児への対応について措置等があるにもかかわらず、その事に対する明確な回答が示されていない。	D	III	○就学前の教育・保育を一体として捉えた一貫した総合施設について、①施設の認定を都道府県知事に委ねることと、②その認定の基準も国が定めるのではなく、都道府県が国の定める指針を参考として定めることとしていることという点において、地方自治体にとっては規重の拡大につながるものである。また、総合施設認定を受けた保育所においては、アレルギー児・体調不良児、離乳食等特別の対応が必要な低年齢児への対応などの要件の下で外部搬入を可能とする方向で検討しているが、総合施設に係る法案については、今通常国会に提出することしている。 ○今般要望いただいた報内市のケースについては、認可幼稚園と認可保育所の合築施設であって、元来幼稚園・保育所としての基準を満たしたものであることを踏まえれば、総合施設への転換が容易ではないかと考える。 ○公立保育所については、①少子化が進む中、稼働率が減少している公立の学校給食センターを活用したいという事情が存在したこと、②公立保育所運営費については平成16年度からの一般財源化が決定しており、公立保育所に係る運営費予算が減ることが予想され、学校給食センターを活用することによって運営の効率化を図る特別の必要性が認められたことなどから、外部搬入を認めたものと考えており、こうした事情は私立保育所の場合には異なるものと考えている。 ○なお、提案主体の計画は、3歳児以上に対しては学校給食センターからの外部搬入により対応しつつ、低年齢児、3歳以上児を含むアレルギー児等に対しては自園調理により対応するものであり、アレルギー児等への対応について一定の措置が講じられるとの点で評価できるものであるが、幼稚園・保育所の一体型施設に係るこうした要望については総合施設の全国化によって対応していきたいと考えている。	0930410	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第2項 児童福祉施設最低基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）第32条 児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号）第36条第1項、第2項、第5項	本市では、私立幼稚園による保育所業務を4月1日より実施しており、3歳以上児は幼稚園児と保育所児が合同活動を行っている。給食の時間も一緒の保育室におり、幼稚園児は本市の学校給食センターから搬入したものを食べており、保育所児は幼稚園児と同じ就立を同施設内の調理室で作った給食を食べている。したがって、同じ就立の給食を保育の形態が違うために別々の施設で調理する非効率的な状況である。公立保育所の給食の外部搬入の容認を私立保育所に適用させない合理的な理由がみつからない。これが可能となれば、私立幼稚園による保育業務参入もすんなり、保育所数の増加と定員増が図られる。	1011010	提案理由：　私立富岡保育園では、3歳以上児は幼稚園児との合同事業を実施しており、給食は保育所児は同施設内の調理室で、学校給食センターから搬入された幼稚園児と同じ就立で調理しており、味付けも微妙に違っている。そのような非効率的、非常識的な状況をこの特例措置の適用により緩和されることで、効率的な保育所運営を図る。 代替措置：　対象児童は3歳以上児からであるが、0歳児から保育所であるため、土曜日、春・夏・冬休み期間中の給食は同施設内の調理室で可能である。 また、食物アレルギー児童に対しても、同施設の調理室で可能であり、保育児童の処遇に支障はきたさないものと考える。	稚内市	厚生労働省
0930420	市立保育園・幼稚園の民間移管に係る建物譲渡に伴う国庫補助金返還の緩和	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（補助金等適正化法）第22条 補助金等の交付を受けて整備した社会福祉施設等を補助金等の目的に反して使用、譲渡等の処分を行うに当たっては、各省各庁の長の承認が必要とされている。 ○「社会福祉施設等施設整備費及び社会福祉施設等施設整備費国庫負担金（補助）金に係る財産処分承認手続きの簡素化について」（平成12年3月13日付局長連盟通知） 財産処分手続きの簡素化を図る観点から、以下の①②等のいずれかに該当する財産処分であって、厚生労働大臣に報告があったものについては、承認があったものとして取り扱うものとしている。 ①福祉冬法の規定に基づき設置され、補助事業実施了後10年を超える期間を経過した、同一事業者における社会福祉施設等への転用 ②地方公共団体又は社会福祉法人への無償譲渡又は貸与であって、同一事業を継続する場合	C	IV	○公立保育所の建物等を民間保育所の用に供するものとして社会福祉法人に無償譲渡する場合、厚生労働大臣にその報告があったものについては当該財産処分について承認があったものとして取り扱うものと、当該処分に係る補助金相当額の国庫納付を不要としているところ。 一方、公立保育所の建物等を民間保育所の用に供するものとして学校法人に無償譲渡する場合、補助金相当額の国庫納付を必要としている。 補助金相当額の国庫納付を経ずに譲渡を認めることは、国から公金の移転もしくは贈与と同様のものと言わざるを得ないが、こうした児童福祉施設の整備に対する助成は、助成の目的が有効に達せられることを確保するために、国等から一定の監督を受け、社会福祉事業を目的として設置される特別の法人である社会福祉法人が最も適切であると考えられ、児童福祉法においても社会福祉法人に限定されており、学校法人を社会福祉法人と同様に扱うことは困難である。 しかしながら、学校法人に対し無償譲渡する際は、支出された補助金の適正な執行及び運営を図るため、必要とされる処分手続きを行われたい。	提案主体によると「事業目的以外に使用すること（融資の担保、破産による債権差し押さえ等）を防ぐために、条件付所有権移転仮登記を市名義で行う」とのべた特措置が示されており、右の提案主体からの意見にもあるとおり、たとえ移管先が学校法人であったとしても、譲渡した法人において、譲渡前と同様の用途に使用する限りにおいては当初の補助目的は継続されるものと考えられる。このような場合については提案の内容が実現できないか、再度検討し回答されたい。	「保育所の設置認可等について」（H12.3.30児発第295号）により、保育所の設置は社会福祉法人以外にも認められているが、児童福祉施設に対する施設整備費に係る補助は、法人の財産の形成に繋がることから、一定の監督を受ける社会福祉法人、民法法人、等に限られており、この中でも新設に要する費用については、社会福祉事業を目的として設置される特別の法人である社会福祉法人に限定しているところ。 施設整備費補助を受けた公立保育所が財産を譲渡し、譲渡した法人において譲渡前と同様の用途に使用するとしても、無償譲渡できる対象は、社会福祉事業を目的として設置される特別の法人である社会福祉法人と学校法人を同様に扱うことは困難である。	C	IV	保育所の設置は社会福祉法人以外にも認められているが、児童福祉施設に対する施設整備費に係る補助は、法人の財産の形成に繋がることから、一定の監督を受ける社会福祉法人、民法法人、等に限られており、この中でも新設に要する費用については、社会福祉事業を目的として設置される特別の法人である社会福祉法人に限定しているところ。 施設整備費補助を受けた公立保育所が財産を譲渡し、譲渡した法人において譲渡前と同様の用途に使用するとしても、無償譲渡できる対象は、社会福祉事業を目的として設置される特別の法人である社会福祉法人と学校法人を同様に扱うことは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	学校法人は主として社会福祉事業を行う法人ではないが、民間移管を受けた学校法人は、当然ながら引き続き保育所の運営を行うものであり、当初の補助目的は継続される。また、学校法人に対して幼稚園の新増築の国庫補助制度があり、同様の就学前児童の施設については、補助金が認められており「私立幼稚園施設整備補助交付要綱」H11.4.1文部大臣裁定）、特別な法人として位置づけされている、幼保一体化の方向性においては、就学前児童の一元的に取扱うべきであり、学校法人についても、社会福祉法人と同様に扱うよう認めていただきたい。	C	IV	○学校法人が施設整備費の補助対象となる特別な法人として位置づけされているのは私立学校法及び私立学校振興助成法においてであり、社会福祉法においては特別な法人として位置づけられていない。 ○　民間移管を受けた学校法人が引き続き保育所の運営を行うとしても、元来、公立又は社会福祉法人による社会福祉施設の設置のために補助された補助金が、本来の設置目的を異にする法人に対し転用されることは適当ではないと考えている。	1070010	本市は、民間法人の活力を導入し、多様な就学前の教育保育ニーズを充足するため、「豊田市立保育園・幼稚園民間移管計画」を策定した。本計画では、保育園・幼稚園の設置主体そのものを市から民間法人に移管するもので、国舎等建物は無償譲渡する。このとき、施設整備に係る国庫補助金の取り扱いが問題となる。補助金の交付を受けて整備した施設を譲渡等の処分を行うとは、基本的には補助金の返還を要する。しかし、譲渡した民間法人で同様の用途に使用する場合においては、返還を要さないとする特例措置を講じ、民間移管を推進していきたい。	提案理由： 保育園においては、社会福祉法人以外の法人に対する国舎等建物の無償譲渡又は無償貸与については、補助金の返還が生じる。幼稚園においては、補助事業完了後10年を経過していない施設の無償譲渡又は無償貸与、10年を経過していても、無償譲渡については補助金の返還が生じる。本市計画では、貸の高い保育を確保し、民間移管の円滑な推進を図るため、移管対象は社会福祉法人が学校法人と、比較的新しい施設を優先的に移管の対象としている。また、施設の管理責任を法人に求めていたために、無償譲渡としている。「営業の民間開放」を推進するため、保育園・幼稚園とも補助金の返還を要さないよう特例を認めていただきたい。 代替措置： 事業目的以外に使用すること（融資の担保、破産による債権差し押さえ等）を防ぐために、条件付所有権移転仮登記を市名義で行う譲渡する。	豊田市	文部科学省 厚生労働省
0930430	児童自立支援施設の設置要件の緩和	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項 児童福祉法施行令（昭和23年3月31日政令第74号）第36条第1項、第2項、第5項	都道府県は児童自立支援施設を設置しなければならない。また、児童自立支援施設の長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員は、当該都道府県の史員をもって充てることとされている。	C	II	現在、児童自立支援施設の在り方を検討しており、公設民営の可否について12月中を目処に結論を出す予定としている。民営化については安定的な運営が図れなくなる恐れがあるなど、学識者から反対の意見もあるため、現時点では、公設民営（民設民営も含む。）の可否については判断は困難である。 　なお、今回の提案で、厚生労働省の懸念に対する横浜市の考え方が示されているが、民間による運営の実績がある点については、現在、民間運営による児童自立支援施設が2施設あるが、これらは戦前より運営されている施設であり、児童自立支援施設の草分けの施設であることから、これらが存在することを理由に、民間による運営の可否を論ずることは困難と考える。 　また、専門性や安定性の確保については、「全国の社会福祉法人から選定」とあるが、児童自立支援施設の民間による運営実績は、前述のとおり、全国2ヶ所しかないことから、全国からの公募により、その専門性や安定性が確保されるかどうか、また、国立児童自立支援専門員養成所等の研修の義務づけについても、その履行の確保についてどのように担保していのかという問題点もある。 　児童自立支援施設の機能強化は、単に民間活力を導入するだけでなく、少年非行事業を取り扱う児童相談所の機能強化や児童福祉司のスキルアップなど、少年非行への取組みについての態勢整備や、それぞれの関係機関との連携のあり方など、制度全般にわたって考えていかなければならない問題であると考える。	貴省回答による「現在、児童自立支援施設の在り方を検討しており、公設民営の可否については1月中を目処に結論を出す予定」のことであるが、1月中に出される結論及び右の提案主体からの意見を踏まえ、当該提案の内容が実現可能となる旨の回答されたい。	横浜市は、政令市最多となる4館目の児童相談所の整備を進める等、児童相談所機能の強化や関係機関との連携強化を図っています。 横浜市向理学園では、近年、虐待を受けたチビもが増え、少年非行の他に情緒面での問題や発達障害のある子どもに対する個別のきめ細やかな支援が求められています。 本提案は、公民の運営コスト差(約2倍)から生み出された財源を、医師等の専門職や支援職員等を国の基準に加算して配置することや研修の実施等に充て、質の向上を図るものです。 研修の受講は法人選定の条件に明示することで担保され、民設民営の施設が少年非行と取組み堅実に運営している実績は民営化の十分な論拠となるものと考えます。	C	II	現在、児童自立支援施設の在り方を検討しているが、公設民営化の可否の問題も含め、各種検討課題についての議論が継続しており、当初予定よりとりまもに時日を要するため、報告書の取りまとめは来年となる予定である。 なお、これまでの研究会の議論において、複数の委員から非行児童に対する公的責任の観点や適所児童のアフターケア、他の福祉施策や関係機関との連携等の観点から、都道府県（政令市）の公設公営の原則は維持すべきであるとの見解が示されており、また、仮に民営化した場合、施設機能を維持する方策としてどのようなことが必要か、さらに検討する必要があるとの意見も出されている。このような研究会のこれまでの議論を踏まえれば、現時点で公設民営（民設民営も含む。）の可否についての判断は困難である。 児童自立支援施設に入所する子どもの行為障害や行動障害は、時には自傷行為となり、暴力の事態として自らの命を絶つ行為に及び、また、他者に向かう場合は、弱者への暴力にとどまず、子どもや職員の人命を脅かしかねない事態を招くことがある。また、施設からの無断外出により、再び非行を繰り返し他者の安全や財産を侵害するなど重大な事件に発展することもあるという施設の性格から、職員の専門性や施設運営の安定性の確保は不可欠であるが、これらについて、「研修の受講は法人選定の条件に明示することで担保され、民設民営の施設が少年非行と取組み堅実に運営している実績」で充分といえるかどうかについては、更に十分な検討が必要と考える。 児童自立支援施設の機能強化は、単に民間活力を導入するだけでなく、少年非行事業を取り扱う児童相談所の機能強化や児童福祉司のスキルアップなど、少年非行への取組みについての態勢整備や、それぞれの関係機関との連携のあり方など、制度全般にわたって考えていかなければならない問題であると考える。	貴省からの前回回答以降に開催された「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」において、どのような議論がなされ、また、今後どのようなスケジュールで検討されて行くのかについて明らかにされたい。 また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	「職員の専門性」については、施設ごとの採用が困難で、しかも定期的な人事異動があるため公営に比べ、民間事業者は専門性の高い職員の採用や配置を弾力的かつ効果的に実施できることから、十分に確保できると考えます。 また、横浜市は民間事業者が安定した施設運営を行えるよう、施設に独自の助成を行うとともに、児童相談所の機能強化・児童福祉司の専門性の向上に取り組んでいます。特に、児童精神科医を配置したいと考えています。 児童自立支援施設の整備運営にかかる民間活力の導入は横浜市では実現可能であり、特区としてモデル的に認めていただきますようお願いします。	F	II	現在、児童自立支援施設の在り方に関する研究会において、公設民営化の問題も含め、児童自立支援施設の充実、強化に向けて議論を進めており、その報告書を踏まえて今後設けて検討を行っていきたい。	1079020	横浜市では児童自立支援施設（横浜市向陽学園）の転換整備にあたり、有識者から提言を受け、民間活力を導入し、入所児童等の支援の充実を目指している。 　行政の指導のもとで、専門性の高い社会福祉法人による柔軟性、迅速性、効率性と公民の運営コストの差（約2倍）により生み出された財源を活かし、 ①経験を持った十分な職員や医師等の配置による、子ども一人ひとりの特性にあった、きめ細やかな支援 ②児童相談所との連携のもとで、専門的アセスメントが必要である判断された子どもの一時保護 ③他施設でより詳細なアセスメントが求められる子どもに対する訪問支援カンファレンス 等、子どものニーズに対応した機能強化を図る。	提案理由： 社会福祉法人の柔軟性、迅速性、効率性を活かして、子どもへの支援の充実を図る。 民間活力の導入を求める特区提案に対し、厚生労働省が示した懸念に対する横浜市の考え方： ①「児童自立支援施設は非行少年の自立支援を通して、公共の安全、秩序の維持にも大きな役割を果たすことを求められている」ことについては、横浜市には、明治期より民設民営によって運営されてきた児童自立支援施設があり、家庭裁判所からの送致を含め、県内から入所する子ども達に対して適切な支援を行い、児童自立支援施設の役割を民営で担っている実績がある。 ②「専門性や安定性の確保」については、法人を全国から公募し、子ども達の支援に対する優れた経営理念と情熱を持った社会福祉法人を選定する。 また、施設職員に対しては、国立児童自立支援専門員養成所等の研修を義務づけ、医師・心理職等の専門職から支援を受けることで十分確保できると考える。	横浜市	厚生労働省
0930440	「児童館」の目的外使用要件の緩和	児童福祉法第４０条	児童福祉法では、「児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。」としている。	E	-	児童館の設置主体である都道府県や市町村等の判断によるべき事項であると考えるので、直接、児童館の設置主体に問い合わせをされたい。	貴省回答には「児童館の設置主体である都道府県や市町村等の判断によるべき事項であると考える」とあるが、専ら設置主体である都道府県や市町村等の判断によるべき事項であるのか明確にされたい。	今まで「公民館」「児童館」の施設に視力トレーニングセンターのチラシ広告・資料等は民間業者、営利だからと言われて現実には置いて頂けませんでした。1週間に一度位の使用はできる様ですが、私たちの様に毎日使用することは難しいです。お母さん方は子供さんにコンタクトレンズやメガネをかけさせたくない、視力トレーニングを受けさせたい、また費用をお安くしてほしいと言われそれには「公民館」「児童館」の施設を利用出来れば1ヶ月4,000円位にお安く受けられるので、多くの子供さんの「近視児童人口」を減少させることが出来ます。 視力が回復したら基本トレーニングをお母さんに教えて家庭で管理して貰い視力を維持しています。 「仮性近視」のうちに「子供の視力トレーニング」を受ける習慣を一般化させたい。	E	-	施設の使用の許否については、最終的には児童館の設置主体である都道府県や市町村、その他現に児童館を設置・運営している者の判断による。							1130010	福島県の近視児童人口を減少させる為、視力トレーニングセンターを「公民館」「児童館」などの施設を利用してトレーニング費用を1ヶ月4,000円位にお安く、どなたも受けられるように工夫した。県内各地に、そろばん塾の様に人口1～2万の所にも、たくさん作ってあげたい。視力トレーニングセンター1ヶ所に女性トレーナー1名（指導者）で年間200～300名位の子供さんの視力を良くする事ができる。子供のコンタクトレンズやメガネをかける前に仮性近視のうちに視力トレーニングを受ける習慣を一般化させて県内各地に広めたい。私共のノウハウを福島県に伝授して福島県から全国に発信させて多くの子供さんの視力回復にお役に立ちたい。	総合視力回復センター	文部科学省 厚生労働省
0930450	通所介護事業所等の設備に関する自的外使用要件の緩和	指定居宅サービス等に事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第95条（第3項	介護保険法の規定に基づく指定通所介護事業者は、指定通所介護の提供に必要な設備を備えなければならないこととなっている。 また、その設備は、専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではないとされている。	D	III	○介護保険法においては、都道府県知事の指定を受けた事業者が要介護者・要支援者に対して介護サービスを提供した場合には、市町村（保険者）が保険給付を行うこととなっている。また、居宅サービスについては、介護サービスの質を確保するために事業者が遵守すべき最低基準として、「指定居宅サービス等に事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」を定め、それに基づいて、都道府県が事業者の指定・監督等を行っている。 ○当該省令において、指定通所介護事業所の設備は、「専ら当該指定通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。」とされており、当該事業所での他の業務を行うことが一律に禁止されているものではなく、指定通所介護と他の事業で人員等が明確に区分されている場合等で、指定通所介護の提供に支障がないと都道府県が認める場合等には、現行の規定においても、指定通所介護事業所で他の事業を行うことも可能である。	貴省の回答は、提案主体の求める事項については、現行においても対応可能と解して良いか。		D	III	○「指定居宅サービス等に事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）」第95条第3項では、指定通所介護事業所の設備は、原則として専用としながらも、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がない場合には、この限りでないとされている。 ○この規定を踏まえ、事業者の指定・監督等を行う都道府県知事が、事業者の運営状況等を考慮したうえで、今回の具体的な要望事案について、利用者に対する指定通所介護の提供に支障がないと判断した場合には、指定通所介護事業所で他の事業を行うことも可能である。							1044010	小規模通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所において独居（家庭不和等含む）高齢者に食卓の場を提供することにより、高齢者の「食」環境の改善を図り、人生（生活）の活性化を図る。 ＊小規模多機能型居宅介護事業は平成18年4月施行事業であるが、小規模通所介護事業所にならび、今回提案に相応しい事業所であると判断して記載している。なお、小規模多機能型居宅介護事業は通所介護の設備に関する基準（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準　厚生省令第37号　　第95条　3項）と類似するだろうと仮定して、この申請書を作成している。	提案理由： 社会福祉法人の柔軟性、迅速性、効率性を活かして、子どもへの支援の充実を図る。 民間活力の導入を求める特区提案に対し、厚生労働省が示した懸念に対する横浜市の考え方： ①「児童自立支援施設は非行少年の自立支援を通して、公共の安全、秩序の維持にも大きな役割を果たすことを求められている」ことについては、横浜市には、明治期より民設民営によって運営されてきた児童自立支援施設があり、家庭裁判所からの送致を含め、県内から入所する子ども達に対して適切な支援を行い、児童自立支援施設の役割を民営で担っている実績がある。 ②「専門性や安定性の確保」については、法人を全国から公募し、子ども達の支援に対する優れた経営理念と情熱を持った社会福祉法人を選定する。 また、施設職員に対しては、国立児童自立支援専門員養成所等の研修を義務づけ、医師・心理職等の専門職から支援を受けることで十分確保できると考える。 （理由） 独居（家庭不和等含む）高齢者の大半は自らが食事を準備し食することが多く、粗末な食事や寂しい「食」環境に繋がっている。それが食欲低下や低栄養をきたし、体調不良、疾病、要介護状態へ進むケースもある。「食」環境だけが原因ではないが、孤独感のため鬱状態になる高齢者もいる。小規模通所介護、小規模多機能型居宅介護事業所は、家庭的雰囲気のなかで食事の提供（準備含む）や食事する環境を持ち合わせている。これらの事業所の夕食時は利用者は話しあい、あるいは減るとことから「食」を提供する場所（空間）が発生する。利用者や事業所は地域との交流も図られ、小規模サービス事業所としてもメリットがある。なお事業所によっては治療食の提供も可能であり疾病予防や重度化防止にも効果を発揮する。 **（代替措置）** 「時間延長」「泊まり」サービス利用者のサービス低下を発生させないため、介護サービス基準人員外のスタッフを確保する。	個人	厚生労働省

09 厚生労働省(8次提案最終回答)

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体の事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930460	理学療法士と作業療法士が行う訪問リハビリテーション事業に関する規制の緩和	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第77条	指定訪問リハビリテーション事業所は、病院、診療所又は介護老人保健施設であって、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けているとともに、指定訪問リハビリテーションの提供に必要な設備及び備品等を備えているものでなければならないこととされている。	C	Ⅲ	○訪問リハビリテーションについては、リハビリテーションの専門家から構成される高齢者リハビリテーション研究会や今般の介護保険制度改正の検討を行った社会保障審議会介護保険部会において、退院・退所直後や生活機能が低下した際に、計画的、集中的に実施するなど、その機能の明確化を図りつつ、事業者の指定基準や介護報酬の見直しを行う必要があるとされたところであり、こうした指摘も踏まえ、現在、社会保障審議会介護給付費分科会において指定基準や介護報酬の検討を行っているところである。 ○同分科会においては、訪問リハビリテーションについては、病院からの退院や介護老人保健施設からの退所後、早期に実用的な在宅生活における施活動の自立性を向上させるため、短期間に集中して実施するサービスとしての位置付けを明確化する観点から見直しを行うことが必要であるとの方向性が示されているところであり、当省としては、こうした同分科会からの指摘も踏まえ、事業者の指定基準や介護報酬の検討を行うこととしている。 ○今回のご提案の内容は、理学療法士又は作業療法士が、病院や診療所からではなく、単独の事業所から在宅に出向き、リハビリテーションを行うことが可能となるよう現行の事業者の指定基準を緩和すべきとの内容であるが、上記のような今後の訪問リハビリテーションの基本的な在り方、期待される機能を踏まえると、サービス提供の在り方としては、むしろ病院や介護老人保健施設における入院者・入所者の病状等を最も把握している医師の継続的な医学的管理の下、当該病院や介護老人保健施設のいわゆるフォローアップの一環として、退院・退所後にこれらの入院者・入所者が早期に実用的な在宅生活における施活動の自立性の向上が図れるようリハビリテーションが提供されることが最も利用者にとって効果的であり、かつ、制度として効率的であると考えている。										1077010	訪問リハビリテーションは現在、病院、診療所、老人保健施設から行うことが可能であり、病院に通えない患者に、理学療法士・作業療法士が自宅訪問し、リハビリテーションの技術を用いて自力生活能力を引き上げる事業である。例えば、65歳以上の2400万人に対し要介護者が急増しているが、増加を止めることを社会は求めている。それを可能にする事業であると考える。現在は上記の3事業所からの事業であり、規制緩和により単独での事業所から訪問リハビリテーションを行えると、さらに要介護者増加を止める効果を発揮する。	現在は理学療法士・作業療法士が所属する病院、診療所、老人保健施設に勤務する医師からの指示でしか訪問リハビリテーション事業を実施することができない。そのため現実問題として訪問リハビリテーションの事業を必要としている患者に対し、その患者の主治医が当該の医師でなければなかなか事業を開始することができていない。理由として「主治医から当該医師に患者を紹介するさまざまな過程が大変、、患者が当該の医師の事業所まで受診できない 等がある。結果的には患者の自力生活能力は低下し要介護状態が悪化する。また、訪問リハビリテーションの事業は「名前あって姿なし」と言われている。そこで今回は主治医の所在に関係なく、要介護状態へ悪化の恐れがある訪問リハビリテーションを必要としている患者に事業が開始できるように単独事業所開設のための規制緩和をお願いしたい。それにより急増している要介護者を軽減することが可能であると考える。	医療法人秀友会	厚生労働省
0930470	障害児に対する療育訓練等の医療行為に関する規制緩和	・医療法第1条の2 ・巡回診療の医療法上の取り扱いについて（昭和37年6月20日医政発第554号）	医療法上、「医療提供施設」を規定している医療法第1条の2の「居宅等」は、居住することを前提とした施設である。 また、一定地点において公衆又は特定多数人に対して診療を行う「巡回診療」については、一定の要件の下で、実施地点ごとの医療機関の開設許可ないし届出を免除される。	C	Ⅰ	例示としてあげられている施設は、いずれも日帰りの施設として考えられ、居住することを前提としていたため「居宅等」に位置づけることはできない。なお、巡回診療の仕組みの条件に合致するものであれば、必要な手続きをした上で制度として利用可能である。	右の提案主体からの意見にもあるとおり、そもそもなぜ医療行為の行われる場所が、「医療提供施設」の他は「医療を受ける者の居宅等」に限定されており、なぜ保育所や児童施設、養護学校等においては医療行為ができないのか、その理由を明らかにされたい。 また、貴省回答にある「巡回診療の仕組みの条件」とは何か、具体的に示されたい。	そもそも、医療行為は何故「居宅」に限定されているのか、「居宅」と「日帰り施設」とは、療育訓練等を提供する上でどのような点で違いがあり、また、「日帰り施設」ではどのような問題が生じるのかお示しいただきたい。	C	Ⅰ	個別の事情等提示いただいた情報では不明な点もあるため、まず都道府県の担当部局とよく相談されたい。 なお、居住する居宅で医療を受けることができるのは当然のことであり、それ以外の場で特定多数人又は公衆に医薬が行われる場合、医療法では、原則衛生上の観点等からも構造設備基準や人員配置標準の定められた病院又は診療所で行われる必要があるとしているものである。必要最小限の要件で認められる無床診療所について必要な規制が設けられている趣旨からすれば、その最小限の規制なしに提案の施設で医薬を行うことを認めるのは問題であり、診療所の開設を経ていただく必要がある。 また、巡回診療車を用いた巡回診療が行われる地域ごとに診療所開設手続きをするとともに、巡回診療車について同法第20条の規制を満たしていただくなどが条件である。							1097040	障害児療育に関する専門医療機関や入村が少ない地域において、県や療育拠点病院が指定した施設（保育所、児童施設、養護学校等）を「居宅等」に位置づけ、身近な施設で療育訓練等の医療行為を行えるようにすることで、地域の療育環境の向上と利用者の利便性の向上を目指す。	「提案理由」 小児療育センターや地域療育拠点病院が障害児に療育訓練等の医療を提供する場合、来院を促すか、自宅を訪問するかのどちらかである。 しかし、本県の嶺南地域など、特に障害児療育の専門医療機関や入村が少ない地域においては、障害児療育を地域ぐるみで支えて行く必要があり、また、児童の生活の場である地域の保育所等での療育訓練等を希望する利用者の声も多いが、現制度では保育所等での医療行為はできない。 そこで、身近な施設を医療法上の「居宅等」と位置づけることで、障害児の療育訓練等の機会を増やすとともに、地域の医療機関が障害児療育に積極的に取り組むことが可能となり、障害児療育の効果的な展開が期待できる。 「代替措置」 県や療養拠点病院が指定した施設に限る。具体的には、市町村保健センター、児童ディサービスセンター、養護学校、保育所など。	福井県	厚生労働省
0930480	年金担保貸付に起因する生活困窮の防止	独立行政法人福祉医療機構法	生活保護制度及び年金担保貸付制度の運用については、全国一律に取り扱うべきものであり、地域の特性に応じて特別な取扱いを認める特区制度には馴染まないものと考える。 本提案の内容は、「生活保護貸及び児童扶養手当に関する関係者協議会」において、地方公共団体から生活保護制度における運用改善事項として指摘を受け、これに対して、「生活保護受給者等には貸付を行わないなどの対策を講じることを検討する」旨回答したところであり、現在、対策の実施に向けての検討を行っているところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。 また、貴省回答による「現在、対策の実施に向けての検討を行っているところ」とあるが、どのような場において検討が行われているのか、また、現在行われている検討の方向性及び結論を得て措置されるまでのスケジュールについて明らかにされたい。	「生保制度及び年金担保貸付制度は、全国一律に取り扱うべき」との二点目について、生活保護事務の現場を担うのが自治体であるとすれば、やる気のある自治体の先導的取り組みを認めることも必要と考えられます。この観点から再度前向きなご検討をいただき、加えて、次の2点についてお尋ねしたいと思います。1関係者協議会資料では「保護の実施機関と福祉医療機構」の具体的な連携内容が明らかでないので、本提案の趣旨「厚労機構代理店が年金担保融資の申込受付けにあたっては、当該申込者の住所地を所管する福祉事務所長による審査を必要とする制度を創設する」についての貴省の見解をお示しください。2具体的な検討期間をお示しください。	C	Ⅳ	年金担保貸付制度と生活保護制度間の問題については、地方公共団体における実施や意見を十分に踏まえて対策を検討する必要があると考えているが、本提案については、①生活保護制度に係る事務は各福祉事務所ごとに行われているが、②福祉医療機構代理店（民間金融機関）が行う年金担保貸付の受付は、口座開設している金融機関で行われており年金受給者の住所地に限定されていない、という実情から、対象者や対象地域の限定が困難であり、本提案の内容について特定の自治体で先行的に実施していただくことは考えていない。 なお、厚生労働省としては、「生活保護貸及び児童扶養手当に関する関係者協議会」における全国知事会や全国市長会からの指摘を受け、生活保護受給者等に対する貸付の制限等の対策について内部検討を進めており、現在、生活保護受給者等には貸付を行わないなどの対策をとるに当たり、貸付申込者が生活保護受給者等であるか否かの確認をどのような方法で行うか、自治体等から意見を伺い集約を行っているところであり、平成18年度中に検討を終え、実施に向け取り組みたいと考えている。							1133020	国民生活のセーフティネットである生活保護を、納税者からの理解を得られる、真に生活困窮者の自立を助長する制度とするため、独立行政法人福祉医療機構代理店が年金担保融資の申込みを受け付けるにあたっては、当該申込者の住所地における生活保護制度を所管する福祉事務所長による借入後の収入基盤や借入金の使用目的・生活保護受給状況についての審査を必要としたい。	一般に禁止されている年金の受給権を担保とした貸付が、例外的に独立行政法人福祉医療機構に認められている。 そのため、年金担保貸付の返済が終了することによる生活保護廃止後に再度の年金担保貸付を受け、これを消費し、た後、生活保護の受給を繰り返す事例が見受けられが、このことは、年金制度と生活保護制度の根幹に関わるものであり、看過できない。従って、やむを得ず再度の年金担保借入を認めざるを得ない場合においても、その資格条件は、生活保護制度適用との関連において厳し（限定される べきものと思われる。そもそも、独立行政法人福祉医療機構代理店が年金担保融資の申込みを受け付けるにあたって、当該申込人の借入後の収入基盤や借入金の使用目的・生活保護受給状況について、当該申込者の住所地を所管する福祉事務所長による審査を必要とする制度を創設することにより、借入・浪費・生活保護の悪循環を断ち切る機会を得たい。（別紙あり）	草加市	厚生労働省
0930490	グループホーム（福祉ホーム（A型）における精神障害者短期入所事業の実施可能化	精神保健福祉法第50条の3の2 精神保健福祉法施行規則第34条の5 精神障害者短期入所事業運営要綱	精神保健福祉法施行規則第34条の5において、精神障害者短期入所事業における精神障害者の入所する施設は、精神障害者生活訓練施設、精神障害者入所授産施設その他短期間の入所による介護等を適切に行うことができる施設としている。	B－2	Ⅳ	精神障害者短期入所事業は、精神保健福祉法施行規則第34条の5に定めるとおり、精神障害者を施設に短期間入所させ、介護等のサービスを適切に行うことができることを要件としているが、この点、精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）及び精神障害者福祉ホーム（A型）については、そのような要件を課していないために、当該施設において、精神障害者短期入所事業を運営することを認めることはできない。 しかしながら、現行の障害福祉サービスに係る施設・事業体系については、障害者自立支援法により、施設・事業の機能ごとに再編し、平成18年10月から新たな施設・事業体系に移行することを予定しており、ご提案にあるような柔軟な運営も可能とする方向で検討している。	貴省回答によると「平成18年10月から新たな施設・事業体系に移行することを予定しており、ご提案にあるような柔軟な運営も可能とする方向で検討している」とあるが、遅くとも平成18年10月以降は、提案にあるように精神障害者グループホーム及び福祉ホーム（A型）で短期入所事業が実施できるようになると解して良いか。 また、右の提案主体からの意見も踏まえ、どのような場で、いつ頃までに検討をし、結論を得るのか明らかにされたい。	本府としては、自立支援法に基づき、速やかに実施できる体制をとりたいと考えている。 そのため、今後の検討スケジュールの見通しについて提示いただくとともに、精神障害者短期入所事業の見直しについて、改正点及び事業実施に当たっての条件等について早期に示されたい。	B－2	Ⅳ	障害者自立支援法は、障害種別ごとに分かれている現行の障害福祉サービス体系を一元化するとともに、現行の施設・事業体系を機能ごとに再編するものであり、新たな体系においては、ご指摘の趣旨を含め、柔軟な運営が可能となるよう平成18年10月からの施行に向けて検討しているところである。障害者自立支援法に基づく短期入所の具体的な事業運営基準については、現在厚生労働省において検討中であり、平成18年春頃までにお示しする予定である。							1141010	障害者の地域生活移行を推進する。 短期入所事業の実施可能施設は、省令で「生活訓練施設、入所授産施設（入所利用者のみ対象の施設に限る。その他規定に基づき適切に行える施設」となっているが、短期入所事業の実施可能施設は府内で数少な（地域偏在もあり、施設整備費用が必要なため今後も大幅な増加は望めず 住居地近くで利用しづらい状況である。このため、府内に数多（ある精神障害者グループホーム・福祉ホーム（A型 の定員外・共用スペース内の空き室を短期入所に利用し、身近な地域での短期入所を進める。	提案理由：「入院医療中心から地域生活中心へ」という精神保健医療福祉改革の基本的な考え方の中、居宅生活支援事業の推進が重要な課題になってる。しかし、短期入所事業の運営が可能な施設は府内でも数が少な、住居地の近くでは利用できないことなどが事業の推進を妨げている。 そこで、身近な地域に多（整備されているグループホームで事業を実施できるよう運営要件を緩和する。 代替措置：現在事業実施が認められている施設に比べて、グループホーム等は職員が少ないが、現行施設においても認められている兼任体制と同様の体制をとるために、グループホーム等のバックアップ施設において必要な人員体制をとり、必要なケアを確保できると考える。	大阪府	厚生労働省
0930500	社会福祉法人の社会福祉事業会計から公益事業会計への資金の繰り入れ要件の緩和	12年3月老発厚生省老人保健局長通知第4（1）、社会福祉法26条第1項	○移行時特別積立金は、施設を経営する社会福祉法人が次に掲げる事業を経営するために、当該事業の用に供する施設、設備等に要する経費に充てるときは、あらかじめ理事会の承認を得て取り崩すことができる。 ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は経費老人ホームを経営する事業 ・介護保険法の居宅介護サービス事業又は居宅介護支援事業等に該当する事業 ・公益事業のうち、高齢者の介護予防又は生活支援を目的とする事業（社会福祉法人の主たる事業と一体的に実施されるものに限る。） など	C	Ⅳ	○特別養護老人ホームにおける移行時特別積立金については、原資が措置費であること、また、長期的に安定した事業運営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に対処する財源として引き当てられていたものであることから、その使途に制限を設けているものである。 ○公益事業の実施において、当該社会福祉法人のまたる事業と一体性がないものに積立金の使途範囲を拡大することは、当該施設の長期的な運営に支障を来すおそれがあることから認められないものである。	提案主体の構想していることは、「小規模多機能型居宅介護」に「高齢者生きがいグループホーム」を併設し、小規模多機能型居宅介護とも連携を図り、介護予防の実現、地域交流の活動をとおして地域高齢者の自立支援事業の拠点づくりをする」ことであり、これは制度の現状に示している「公益事業のうち、高齢者の介護予防及び生活支援を目的とする事業」の要件に合致しているのではないか。ここで求める「一体性」とはどのようなものを指しているのか、具体的に示されたい。	C	Ⅳ	○「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成12年3月10日老発第188号厚生省老人保健福祉局長通知）第一の4(1)ｅに定める「一体的に実施されるもの」とは、社会福祉事業に一般的・定型的に付随する事業であって、単体では独立性に乏しい、事業規模が社会福祉事業に比して小さい事業を指すものである。	「一体的に実施されるもの」との関係において、提案主体のやろうとしている「高齢者生きがいグループホーム」はどのような点が問題となるのか。 また、そもそも「単体では独立性に乏しい」事業では、長期的に安定した事業運営の確保に支障を来すおそれがあるのではないか。 併せて、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	C	Ⅳ	○「特別養護老人ホームにおける移行時特別積立金については、原資が措置費であること、また、長期的に安定した事業運営を確保するため、将来発生が見込まれる経費に対処する財源として引き当てられていたものであることから、その使途に制限を設けているものである。 ○要望されている高齢者いきがいグループホームは、社会福祉施設の運営に対して一般的・定型的に付随する事業とは言い難く、単体での独立性に乏しい事業規模の小さい事業にもあたらないものである。 ○公益事業の実施において、当該社会福祉法人のまたる事業と一体性がないために積立金の使途範囲を拡大することは、当該施設の長期的な運営に支障を来すおそれがあることから認められないものである。	1024010	当法人の所有する駐車場の敷地に、平成18年度開始となる地域密着の「小規模多機能型居宅介護」に「高齢者生きがいグループホーム」「日本自転車振興会助成制度活用」の併設を計画。高齢者単身世帯等の新たなライフスタイルを創造し、介護予防の視点に立って自由度の高い共同生活の下、小規模多機能型居宅介護とも連携を図り、介護予防の実現、地域交流の活動をとおして地域高齢者の自立支援事業の拠点づくりをする。（別様参照）	社会福祉法人宏志会	厚生労働省

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	具体の事業の実施内容	提案理由・代替措置の内容	提案主体名	制度の所管・関係官庁
0930510	社会福祉法人施設の売却要件の緩和	社会福祉法第４７条１項２項	解散した社会福祉法人の残余財産は、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属し、定款の定めにより処分されない財産は、国庫に帰属する。	C	I	社会福祉法第４７条第１項において、解散した社会福祉法人の残余財産は、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属することとされている。また、定款準則においては、解散した場合における残余財産は、現事総数の三分の二以上の同意によって社会福祉法人のうちから選定されたものに帰属することとされているところである。 社会福祉法人の有する財産は、社会福祉事業を実施するために支出された寄付金や補助金から成るものであるため、当該法人が解散した場合は、安定的、継続的に社会福祉事業を実施することができる社会福祉法人又は国庫に帰属させる必要がある。	売却・譲渡後の目的について一定の要件を課した上で、法人の種別にかかわらず、当該目的を達成するための事業を行う主体に関しては売却・譲渡することを認めることはできないか。また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回提案させていただいた理由は以下のとおりです。現状において、社会福祉法人はその事業主が交代する場合において、その事業の対価が退職金という形で前事業主に支払われております。これは、退職金という不明確な名目で実質的には事業自体を売買しているわけであり、その基準は明らかではありません。このような体質的問題は社会悪というべきものであり、明確な基準によって売買がなされるような仕組みを構築するべきであるとの考えの下に提案するものです。	C, D	I	社会福祉法人の有する財産は、社会福祉事業を実施するために支出された寄付金や補助金から成るものであるため、財産処分に当たっては、一定の制限が課されている。 社会福祉法人が基本財産を処分するにあたっては、当該財産は法人存立の基礎となるものであり、定款に従い、当該法人の所轄庁の承認が必要であるが、この場合、安定的・継続的に社会福祉事業を実施することができる主体に対しては、処分が可能である。 当該法人が解散した場合は、安定的、継続的に社会福祉事業を実施することができる社会福祉法人又は国庫に帰属させる必要がある。 なお、社会福祉法人の役員の退職金については、地域の実情から判断して、過大な額であれば、監査で指導することとしている。	貴省回答では、「社会福祉法人が基本財産を処分するにあたっては、…、安定的・継続的に社会福祉事業を実施することができる主体に対しては、処分が可能」とある一方で、当該法人が解散した場合には社会福祉法人又は国庫に帰属させる必要があるのはなぜか明らかにされたい。また、右の提案主体からの意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	安定的、継続的に社会福祉事業を営むことできるのは、決して社会福祉法人もしくは公共団体とは限りません。仮に民間事業者であっても社会福祉事業は可能であり、強いて言うなれば事業運営に関する新たな民間活力が導入され、公共財政的には小さな社会福祉事業が可能となります。一定の要件、例えば事業者の運営実績やバックアップサービサー（損害保険会社など）が付与されることなどを一つの方策として門戸を開いていただきたい。	E, C	I	社会福祉法人が解散した場合、裁判所の監督の下で清算手続きに入ることとなるが、その際の財産の処分先については、特段の規制はない。 しかし、清算手続きが完了した後に残存する財産については、社会福祉法人は、営利法人と異なり、施設整備費に対する国庫補助や租税特別措置など、公費が投入されていることに鑑み、社会福祉法人又は最終的には国庫に帰属させる必要がある。	1113010	事業期間終了もしくは、解散した社会福祉法人の所有する施設は現在国庫又所轄庁へ帰属することとなっているが、それを民間に売却・譲渡できるようにする。	提案理由：施設の売却譲渡により、公の資金回収を図る。民間が当該施設を効率よく利用して地域に質の良いサービスを提供し、収益をあげる事により、地域の活性化を図ることができると考える。	株式会社都市経営戦略研究所	厚生労働省
0930520	小規模多機能型居宅介護拠点における訪問看護の実現	介護保険法第８条第１７項 介護保険法第８条第４項 介護保険法施行規則第４条	○小規模多機能型居宅介護は、要介護者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うことをいう。 （※事業の人員、設備及び運営に関する基準は未制定） ○訪問看護は、要介護者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。	C	III	○小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスである。 ○小規模多機能型居宅介護の利用者が訪問看護を利用することは可能であるが、その場合は、利用者の居宅において家族等も密接なコミュニケーションを図りながら利用することが基本であり、小規模多機能型居宅介護事業所に看護師が出向くような利用形態は想定していない。	訪問看護は、そもそもなぜ居宅においてのみ行うことされているのか、その理由について明らかにされたい。 また、利用者の利便性の向上を図る観点から、提案の内容が実現できないか、再度検討し回答されたい。		C	III	○介護保険制度のサービス類型には、施設サービスと居宅サービスがあるが、施設サービスの利用者は施設を生活の本拠としていることから、生活する上で看護が必要な場合については、施設において提供される必要があり、このため施設に看護師等の配置が図られている。 一方、居宅サービスの利用者は、居宅を生活の本拠としていることから、当該居宅の生活を支援するために必要な様々なサービスが利度上用意されており、看護サービスが必要な場合には原宅において訪問看護を利用することが可能な仕組みとしている。 ○小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスであって、当該サービスの利用者にとって生活の本拠はあくまでも居宅であり、したがって仮に当該サービスの利用者が居宅生活を継続していくに当たり、看護サービスを必要とする場合には、居宅において訪問看護が提供されることが適当であると考えている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	現行制度上、小規模多機能型居宅介護の利用者が在宅生活を継続していくうえで看護サービスを必要とする場合には、居宅において訪問看護を利用することを可能としていることは理解しています。しかし、在宅の要介護者にとっては、訪問系サービスだけでなく、通所系サービスを組み合わせて提供することが生活の質を高めるために必要であり、また、介護者の負担を軽減し、介護の社会化を進めるうえで重要です。医療依存度が高いことから適所系サービスを利用できずにいる世帯の介護サービスの利用を促進し、生活の質を高める等のために、提案の内容が実現できないか、再度検討をお願いします。	C	III	○小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスである。 ○なお、小規模多機能型居宅介護の人員等の指定基準において看護職員を配置することを予定しており、看護サービスを必要とする人であっても小規模多機能型居宅介護を利用することは可能であると考えている。 ○また、小規模多機能型居宅介護の利用者が訪問看護を利用することも可能であるが、その場合は、利用者の居宅において家族等も密接なコミュニケーションを図りながら利用するよう、小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が外部の訪問看護を利用することを内容としたケアプランを立てることになる。	1079010	現在、訪問看護は療養上の世話や必要な診療の補助を利用者の「居宅」において行うことされているが、18年4月から新たに提供される小規模多機能型居宅介護「訪問サービスを除く」を利用している際にも、当該サービスの拠点で訪問看護を受けられるようにする。これにより、医療対応の必要な高齢者や医療面の不安を持つ高齢者も安心して小規模多機能型居宅介護を利用することができる。	現行法令上、医療対応の必要な高齢者は通所の介護サービスを受けたく（、介護保険制度改革では、通所介護で医療ニーズの高い中重度者への対応の強化が打ち出されている。しかし小規模多機能型居宅介護については、看護職の配置が必須でない上、訪問看護の提供場所にもならないため、医療対応の必要な高齢者や医療面の不安を持つ高齢者は利用しにくいことも想定される。 同様に事業所にとっても、医療面の不安から、医療対応の必要な高齢者を受け入れづらいことが想定されるが、事業所が固有の看護職を配置するには、相当の人件費がかかる上、医療対応の必要な高齢者数に応じた柔軟な対応が困難で、事業参入に躊躇する場合もあると考えられる。 そこで、小規模多機能型居宅介護を行う拠点で訪問看護が利用できるとすることで、事業者、利用者双方が安心を得ることができ、在宅での生活の継続を希望する、より多くの高齢者を支えることにつながるものと考える。	横浜市	厚生労働省
0930530	介護保険法上の小規模多機能型居宅介護事業所における障害児(者)の受け入れ	介護保険法第８条第１７項	○小規模多機能型居宅介護は、要介護者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行うことをいう。 （※事業の人員、設備及び運営に関する基準は未制定）	A	III	○小規模多機能型居宅介護は、本年６月の介護保険法改正により平成１８年４月から創設される従来にない新しいサービスであるが、小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）を受け入れることについては、どのような要件の下で利用者のサービスの質を確保しつつ、実施できるかについて検討することとしたが、どのような場で検討を行うのか明らかにされたい。 ○また、障害児（者）が小規模多機能型居宅介護事業所を利用した場合の支援費の支弁については、小規模多機能型居宅介護の介護報酬等を踏まえつつ、検討することとしたい。	貴省回答によると「小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）を受け入れることについては、どのような要件の下で利用者のサービスの質を確保しつつ、実施できるかについて検討する」とのことだが、どのような場で検討を行うのか明らかにされたい。 また、いつ頃までに結論を得て、いつ頃までに当該内容が措置されることなるか、そのスケジュールについて示されたい。 さらに、右の提案主体からの意見に回答されたい。	○障害児（者）の受け入れに係る要件について「指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業」（規制の特定事業番号９０６）と同様、小規模多機能型居宅介護事業所としての人員・設備等の基準を満たしていれば、障害児（者）を受け入れることができるようにしていただきたい。	A	III	○小規模多機能型居宅介護事業所における障害児（者）の受入れ要件等については、厚生労働省の関係部局において検討することとしている。 ○小規模多機能型居宅介護は、平成１８年４月から創設される従来にないサービスであり、この人員、設備及び運営に関する基準等は現在未策定であるが、この基準等の検討に併せて、同月までを目途に障害児（者）の受入要件等の具体的な内容について結論が出せるよう検討していきたいと考えている。 ○障害児（者）の受入要件については、９０６特区と同様に、小規模多機能型居宅介護の基準を満たしていることとする方向で検討していきたいと考えている。						1152010	富山県では、指定通所介護事業所や基準該当短期入所生活介護事業所の多くが、富山型デイサービス特区や規制緩和を活用して、障害児(者)を受け入れており、県内は圧全域で障害の有無や年齢にかかわらず福祉サービスを提供する「富山型福祉サービス」が推進されている。 介護保険法の改正により、来年４月から通所、宿泊や訪問介護機能等を併せ持つ「小規模多機能型居宅介護事業所」が創設される予定であるが、障害児（者）の受け入れを可能とすることにより、障害児（者）の地域生活を支援するとともに、住民に最も身近な福祉サービス提供の拠点である「小規模多機能型居宅介護事業所」での「富山型福祉サービス」を推進する。	提案理由： 国では、介護保険法の改正により、18年4月から通所、宿泊や訪問介護機能等を併せ持つ「小規模多機能型居宅介護事業所」を創設する予定としている。当該事業所での障害児（者）の受け入れの可否については、厚生労働省で検討されているところであるが、現時点では、受け入れは認められない見込みである。このため、現在、富山型デイサービス推進特区等を活用して障害児（者）を受け入れている指定通所介護事業所等が「小規模多機能型居宅介護事業所」に移行すると、これまで利用していた障害児(者)が利用できなくなるおそれがあり、障害児(者)の地域生活に大きな支障が生じることになる。そこで、本特例措置により、障害児（者）の「小規模多機能型居宅介護事業所」の利用を可能とすることにより、障害児（者）の地域生活を支援し、地域移行を促進するとともに、「富山型福祉サービス」の一層の推進を図る。	富山県	厚生労働省
0930540	介護保険における福祉用具の乳幼児への適用範囲の拡大	介護保険における福祉用具の乳幼児への提供範囲拡大について	介護保険が適用される被保険者は、市町村又は特別区の区域内に住所を有する65歳以上の者又は市町村の区域内に住所を有する60歳以上65歳未満の医療保険加入者である。	C	I	介護保険制度については、社会保険制度として保険料を負担する被保険者に対する給付として行うことが原則であり、被保険者以外の者に保険給付として福祉用具を提供することとするのは制度の趣旨から見て不適当。												1112010	若い夫婦、特に母親に偏りがちな育児の負担感を軽減できる育児用具・制度の研究開発を推進し育児産業としてのビジネスモデルを開発する。行政・地方自治体・企業・大学・育児施設が一体となり24時間365日対応可能な育児ネットワークの構築を目指す。	世代間の支え合いという点で、日本は介護保険という画期的な制度を生み出しました。しかし、年金や医療など高齢者給付が多い一方で、子どもに関する給付は、欧米先進国と比較しても遅れています。社会保障給付費の中で、高齢者人口の増加に伴って高齢者関係給付の伸びが近年顕著であり、子どもへの給付が一層抑えられてしまうと、少子化が一層加速することも懸念されます。年金・医療制度改革において高齢者に対する給付額を削減するとともに、子どもを持つ家族、特に若い世代に対する支援を増額し、社会保障給付の子育て支援比率を増加し、高齢者対策から少子化対策にウエイトをシフトする措置が講じられるべきであり、子どもを産むことに対する社会全体のメッセージとして育児保険の制度化を提案いたします。現在では地域が政策を競う時代がやってきました。育児しやすい環境をどう築いていくかは、街づくりの基本です。住民の声に耳を傾け、首長がリーダーシップを発揮して、子育て支援策をみがけば、若い世代は敏感に反応し、答えは村や町の人口というかたちで帰ってきます。そのひとつの方策として福祉用具の範囲を乳幼児を対象とした用具の貸出も含めることを望みます。	有限会社提案室	厚生労働省